

令和6年3月18日（月曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番	欠番	9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	斉藤長久
まちづくり課長	徳廣誠司	産業推進室長	秋森弘伸
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	岡本浩
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

令和6年3月第7回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和6年3月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：5番から8番まで）

議 事 の 経 過

令和6年3月18日
午前9時00分 開会

議長(中島一郎君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

おはようございます。

通告書に基づきまして、一般質問を行います。と申し上げたところですが、少しだけ前置きをいわせていただきたいと思えます。

まず1問目についてですが、今年の1月23日から2泊3日で、今年度の議員県外研修に行かせていただきました。岡山県奈義町の出生に結びつく子育て支援策についてと、お隣の島根県邑南町の脱炭素先行地域づくり事業についての、共に当町も力を入れて取り組んでいる案件をメインとして予定していましたが、運悪くこの冬一番の寒波到来と重なりまして、2日目の島根県入りがかなわず、急ぎよ、広島市の豪雨災害伝承館にて、豪雨災害に備えるとした研修を受けてきました。

1日目の奈義町の研修では、多くのことを学ばせていただきました。その中で、この子育て支援策につきましては、当黒潮町も同様の支援策を講じていただいているところですが、奈義町で受けた感じいいですか、住民の意識を変えるには時間がかかるとの認識のもと、子育て応援宣言の町として宣言をして、看板や垂れ幕などを設置していることや、起死回生の施策ではなく、地域のニーズを住民参加型の施策に反映、結びつけて住民意識を高めながら少しずつ支援策の拡充を、との考え方は大いに参考にしなければならぬと思えました。そういったこともありましての今回の質問です。よろしくお願い致します。

では、通告書に基づきまして、まず1番目の人口減問題についてということですが。

全国的に少子高齢化が進む中、当町は2060年町人口6,800人の目標を定め、黒潮町総合戦略を策定して、諸課題に取り組んでいる中、以下を問うとしております。

まずカッコ1としまして、人口増に向けて重点的に取り組んでいる施策はとしております。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは宮川議員の、人口増に向けて重点的に取り組んでいる施策につきましてお答え致します。

本町は黒潮町総合戦略において、2060年に人口6,800人を維持するという目標を掲げ、産業、福祉、教育、防災の4つの領域において、それぞれ基本計画を定め、各種施策に取り組んでいるところでございます。

人口減少対策としましては、産業振興による雇用の創出と新しい人の流れによる移住、定住者の増加、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、そして、地域とともに安心して暮らし続けられる環境と

いったところにつなげていくことを目指しております。

そのほかにも、児童福祉や高齢者福祉の充実、教育の振興、防災対策と、あらゆる分野において施策を講じる必要があり、地域の協力を得えながら支援体制の構築に努めております。

人口増、少子高齢化、少子化対策に直接的に関係する施策としましては、まず、移住定住促進事業としては、都市部で開催する移住フェアや移住相談会などでのPR活動をはじめ、SNSを通じた黒潮町での暮らしの情報発信、空き家改修の補助金など、移住者の増加と定住促進、交流人口の拡大に努めています。

結婚支援につきましては、出会いの場創出イベントの実施や、結婚夫婦への新生活費の補助。また、妊娠出産、子育て支援につきましては、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制づくりのほか、不妊治療費の補助、中学生までの医療費無償化など、経済的負担軽減につながる事業を実施しております。

引き続き既存の施策や事業の見直しをするとともに、新たな施策の展開も検討しながら目標の達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

ありがとうございます。

今回の通告書はですね、いきなり人口減問題ということで、切り口がですね。もう少し、この種の質問は以前2回ほどしたと思うんですが、その折には町全体の人口動向とか高齢化率とかいった、町の現状を見る上に当たって基礎的な資料といいますか、そういったものところがあったわけですけども、今回はちょっとそこが抜けていたかなあとちょっと反省しるところであります。

もし構わなければですね、施策を講じる前段といいますか、状況把握の観点から、当町の高齢化率、高齢化に伴う限界集落と準限界集落、それぞれの状況や今後の予想について答弁いただければありがたいのですが。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

まず、高齢化率の推移につきましては、直近2月末現在の高齢化率が46.5パーセントになっております。少し前の令和元年度末で44パーセントでしたので、この4年間の間に2.5ポイントの増加ということになっております。

限界集落につきましては、同じく2月末現在で30地区、全62地区のうち30地区が該当しております。以前、令和元年9月議会に同じような質問を受けておまして、そのときは限界集落を23地区とお答えしております。ですので、この5年足らずの間に、4年半ぐらいですけども7地区が増加したということになっております。

今後も、この高齢、限界集落から準限界集落というのは同じような感じで推移して増加していく、というふうには見ております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

ありがとうございました。

高齢化率とか限界集落の状況を答弁いただきましたが、同じレベルいうんですかね、ちょっと言葉があれですけど、同じような割合で増えていってるといふふうな状況だとのお話でございました。

大まかなところは答弁いただきましたので、カッコ2に移ります。

カッコ2としまして、ここ数年のコロナ禍などにより、人口減をより進めたとの新聞記事も見受けられるが、当町の目標達成、2060年6,800人ですかね、そういったことへの影響の有無はとしております。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは宮川議員の、コロナ禍における影響につきましてお答え致します。

令和2年1月に国内で初の感染者が確認され、令和4年度までの約3年間で主に影響を受けた期間となりました。この間の黒潮町の人口は、対前年比で令和2年度が210人の減、令和3年度が268人の減、令和4年度が174人の減となっており、これまで200人程度の減少で推移していったことを踏まえると、令和3年度にその影響が見られます。

転出についてはコロナ前と変わらず横ばいですが、令和3年度の転入がやや少なかったこと、そして出生数が令和2年度、令和3年度にかけて減ったことが要因で、コロナ禍により人の流れや経済が鈍り、出生を控える動きがあったというのは全国的な見方と同じです。令和4年度には転入が転出を上回り、プラス15人の社会増に転じるなど明るい兆しが見えましたが、依然出生数の減少傾向が続いており、若い世代、子育て世代への影響があったと考えています。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

転出、2年から3年にかけての転出はあまり変化がないけれども、転入について令和3年度に落ち込みがあるというような答弁であったと思いますが。

その出る方は変わらず、入ってくる方が少なくなったというのが、ちょっと答弁いただいているかもしれんですけど再度お願いします。コロナの要因なのか、何が要因でそういう現象になっているかということ、答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

令和元年と令和2年度には280人程度の転入でしたけども、令和3年度は251人の転入となっております。やはり、コロナによって外に出る機会というのが少なかったというのがあろうかと思えます。

しかしながら、令和4年度にはまた341人と転入が増えております。コロナが明けかけて、地方への人の動きが活性化したというふうには見ておりますけども、やはり令和3年度にはいったん落ち込みが出て

きております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

再度同じようなことを聞きますけども、転出の方はあまり変わらず、同じような状況で動いている。転入については変動が見られるということをどう捉えていますかという、そういう言葉で再度答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

再質問にお答え致します。

転出の方は約 330 人程度で推移しております。転入について、令和 3 年度に若干の減少が見られました。これは、やはり外に出ない、自粛するっていう影響、人の考えとかそういうところに影響しているところから、転入の減が反映されてるんでないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

私の質問が、いつも質問の仕方が悪いのかなというふうに思うんですけども。

出る方はですね、令和 2 年、3 年に限らずの話だと思うがすよ。ある一定のカーブいいですか、曲線を描いて動いているというふうに受け取ったわけです。ですが、入ってくる方については、ある一定の曲線から外れた動きをしているんじゃないかなと、それはコロナの要因だと思いますけども。そのあたりもどういうふうに、出が変わらない原因いいですか要素ですね。

それと、入が変わる原因要素といったものをどう捉えているかという質問でございます。

よろしく申し上げます。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

再質問にお答え致します。

転入が令和 3 年度に減少したということですけども、やはり人の流れが鈍ったということが 1 つあるかとは思いますが。そして、コロナの影響がどこまでここに影響されたかというのは、詳しくはつきりお答えすることはできませんけども、人の気持ちであんまり外へ出たくない、動きたくないっていうのは影響したかなというふうには捉えてはおります。

以上でございます。

すみません、出のことについてお答えします。

転出については一定 330 人前後で増減はありますけども、一定推移はしております。特に多いのが 15 歳から 20 歳ぐらい、大学に進学する世代、それから 20 歳超えた 25 歳ぐらい、30 歳ぐらいまでの就職にかかわる世代が多いですけども、この方たちについては、やはり進学であったり就職であったりということから、一定の転出というのは推移しております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

後段の方で、出の要素みたいのが出てきました。私もそういったふうに捉えております。

そういったものは、伺いますか当町の小中高、高校卒業した人数である一定の人が大学へ行かれたりして、出て行く方はある程度数が決まっている。入ってくる方は、当町はUターンもあろうかとは思いますがIターンの方も多いたと思いますので、そういった方が当町を選んでという要素が大きくなると思えます。そういったことで、コロナなどの外的要因もあって変動しやすいのかなというふうに感じております。これ以上は問いませんけども。

では、再質問ですけども、目標達成に向けた2060年の6,800人という目標に向けたラインですね、あるカーブを描いておると思うんですが。近年のその目標値との実際の差、人口の差ですね。

また、その2060年というのはかなり先の話で、漠然とした目標だと思います。これは長期的な目標になるわけで、それに対する中期的、あるいは短期的な計画というのはちょっと言葉が悪いかもしれませんが、そういう中期的な目標の設定はしているか。

その2点について答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

令和4年度末の黒潮町の人口は1万355人でした。これは、2060年に6,800人を達成する人口、その目標人口ですけども、1万1,047人には至ってはいません。依然厳しい状態であるというのは認識しております。約93パーセントから94パーセントぐらいの達成率というふうに見ております。しかしながら同時期の推計値、同じ時期で1万94人と推計されておりますけども、この人口は上回っていますので一定の抑制は効果があって抑制が図られているというふうと考えております。

中長期的に見ていまして、目標値には達成していませんけども、減少推移、推測されている人口を上回って改善、その部分は一定改善しているというふうに見ております。

最新の令和6年2月末現在の人口が1万90人でした。なので、この施策において人口減少のスピードを約1年間遅らしているというふうに見ております。

中期目標につきましては、2025年、令和7年度の目標が1万618人を目指しております。この同じ時期の推計されている推計値が9,424人というふうに見ておりますので、この間をいくのではないかとというふうには見ております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

ちょっと目標に向けて設定した数値からいうと、かなり厳しい数値かなと思うわけですが。

町長にちょっとお尋ねしますが。

今の長期目標に向けてのラインからすると、数値的に下がるとという状況です。それから、中期的な

計画いいですかそういうものにもちょっと触れていただいたのかなあ、どうかな、というような感じを受けましたけども。

町長のそのあたりのお考え、もしよければよろしくお願いします。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今の担当課長の方から申しましたとおり、当初の目標からいうと随分厳しい状況にあるのは間違いないです。

ただ、現在の総合戦略の中では、またこの目標に向けてあらゆる政策を組み上げていっておりますので、その状況を可能な限り修正していきたいと思っております。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

少し先ほど触れましたけども、この目標という2060年に6,800人と。2060年にという、すごいあいまいで、この場におられる方はその結果を見るようなことがないと思うわけで。結果を見るというのは、亡くなられてるんじゃないかって、責任がある立場にはいないという意味での発言ですが。

もう少し、今おいでる職員、議員も含めてですけども、それに向かって何をすべきかとか、今、町長の答弁の中でも、下がっているので修正に向けていいと思いますけども、どのへんに向けて修正するのかという、具体的なことが入ってないように私は思うわけで。

確かに漠然としたあれですけども、総合戦略の中で第1位の目標、当町の目標としてうたわれていることになるんで、もう少し、何というか責任感のある答弁がほしいと思いますが、答弁願います。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、具体的な施策についてはなかなかここで明確に答弁していないところがございますけれど。そもそも、総合戦略に含まれてるさまざまな事業を総動員してのことになります。現在の総合戦略が令和6年度までを目標にしておりまして、7年度に見直しという形になっておりますので、その中でしっかりと見直しを政策としてしていかなければならないと思っております。

ただ、現在の政策の中で分かりやすい政策なんか、例えば、大方高校の寮の建設。寮に30人ぐらい入る施設を想定してるんですけど、それができれば、全員入れば30人そこに人がおるわけですから、さまざまな政策を組み立てながらやっていかなければならないと思っております。

繰り返しますけど、総合戦略の見直しの中で、具体的な施策は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(宮川議員から何事か発言あり)

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

答弁漏れだと思しますので、お答えします。

数値はですね、なかなか当時、総合戦略作ったときに綿密に組み立てた数値ですので、現在にどれぐらいにするとか、そういうことは考えてなくて、目標 2060 年 6,800 人の目標を受けて政策を組み立てる、数値を変えるという予定は、今のところはしていません。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

2060 年に 6,800 という目標はそう簡単に変えられるものでもないし、まだ先の話なんで、すごい何というか、何かちょっと言葉に詰まりますけども。

余裕があるんで、残りの時間で修正していったらその目標は達成できるんじゃないかいう、その 1 つの論理も成り立つかもしれませんけども。枠から外れて例えば落ちた、もうその元へ戻すということは大変な作業だと思いますんで、ある程度中期的な、7 年度でしたか、からまた見直しをするということなんで、その次の見直しの期間にですね、5 年間なりに元のラインに近づけていくという作業は、それは大変なことだとは思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

もう一つ、再質問ですけども、当町の近年の出生数、合計特殊出生率はとして質問します。

答弁をお願いします。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

まず、出生率につきましてです。令和 3 年が 39 人、令和 4 年が 41 人。そして令和 5 年、最新ですけども 32 人となっております。

また、合計特殊出生率の推移につきましては、令和 2 年が 1.42、令和 3 年が 1.55、令和 4 年が 1.9。こちらの方は上昇しております。相対的に女性の人数が少ないため、出産が重なると上昇する傾向になります。人口が少ない自治体ほど増減が大きいということになります。

過去にいいますと、令和元年、この年 50 人とちょっと多く生まれたんですけども、このときも 2.69 という数値を出しております。2.69 です。人口が少ないので、出生数が重なると増減も大きくなるというふうな結果になっております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

当町の出生率、合計特殊出生率ですね、令和 4 年が 1.9 と。これは県下的にも全国的にもいって平均値をクリアしていますか、平均値より高い数値だと思いますが。

参考までに、今いわれた年度の県と国の数値が分かれば教えてください。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

令和4年の合計特殊出生率、全国は1.26、高知県全体では1.36でした。県が1.36です。

黒潮町の令和4年1.9というのは、県下で2番目の数値でした。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

令和4年の合計特殊出生率が、県下でいうと2番目の順位であったということです。

令和4年度、県が1.36、国が1.26ということで、若者の意識の変化が大きな原因ではないかというふうにいわれてると思いますけども。ちょっと余談になりますけれども、お隣の韓国がこの合計特殊出生率が0.7いくらかいような報道を見た気が致しますが、その要因として、やっぱり若者の意識の変化ということがいわれていたように思います。韓国は近年、急激に合計特殊出生率が下がってきたということで、隣の国の心配をしてるわけじゃございませんけども、この出生率が少ない、若者が少ないというのは必ず衰退につながっていくことですので、そのあたりは意識を共有して、事に当たっていかなければと思っております。

続きまして、カッコ3の、出会いの場も重要だと思うが、取り組みはとしております。

この子育てなんかは助成、支援しやすいということがありますかね。ちょっと適当かどうか分かりませんが。この出会いの場というのは、ちょっと支援しづらい面もあろうかと思いますが、答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは宮川議員の、出会いの場の取り組みにつきまして、お答え致します。

本県では34歳以下の若年層を中心とした人口の減少が深刻化しており、令和4年の出生数は全国47都道府県で最少となりました。こうした中、県は市町村と連携し、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生数の向上、の3つの観点から、人口減少対策を抜本的に強化することとしております。

黒潮町におきましては、婚姻数の増加につなげようと、町内でまちおこしを推進する若手グループと連携し、出会いの機会を創出するイベントを毎年2回開催してきました。コロナの影響で一時期中止を余儀なくされた時期もありましたけども、昨年度から徐々に再開させ、今年度は食事だけでなく、そば打ち体験なども追加するほか、チラシのデザインにもこだわり、工夫を凝らしたイベントを企画しております。毎回10人程度の参加があり、出会いや交流のきっかけになっているようです。

また、県が運営する結婚応援サイト、高知出会いサポートセンターを通じた周知を行ったことで、申込者数が大幅に増えたことから、今後はSNSなどを通じた情報発信を強化したいと考えております。

昨今、若い世代の結婚に対する考え方は多様化し、必要とする支援も人それぞれです。近隣市町村や民間企業とも連携を強化し、アイデアを出しながら、出会いや結婚を後押しする施策を講じてまいります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

この出会いの場への取り組みということにつきましては、10年ほど前ですかね、一度一般質問をしたことがあります。国の婚活支援事業の活用をとして、そういう事業を活用して婚活、出会いの場の創出を

するための事業に取り組まないかということで質問しました。答弁の方は、その当時平成25年でしたが、婚活支援事業には取り組んでいないということで、国の事業ですか、そういう方向については前向きに検討するというような答弁だったと思います。

再質問としましてですね、当町の近年の婚姻数、結婚された方の数ですね。まず、それを聞きます。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

黒潮町の婚姻数につきましては、令和2年が26組、令和3年が29組、令和4年が21組となっております。増減はありますけども、若干減少傾向にはあります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

この婚姻数を聞いて頭に浮かぶのは、やはり婚姻数が少ない。それで、なおかつ合計特殊出生率が、県下では高いなりに少ない。少ないいいものは、維持していくためには2.07、そういったものが必要なわけで、この数値から見ると先細りかな、というふうな印象でした。

町長にちょっと質問致しますが、今の数字も含めてですね、この出会いというものは冒頭申しましたようにすごい行政がタッチしづらいのではないかなというふうに私は思っています。子育てになると、もう少し何いいますか、対象がはっきりしてますし、そういった意味で婚姻は難しいところがございますが、この婚姻は少子化対策の出発点だと思われませんが、そのことも含めてこの現状の認識をお聞かせください。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、再質問にお答えしていきたいと思えます。

議員おっしゃるとおり、この出会いの設定、ひと昔前であれば仲人さんという制度が一般的にもこう普及というかあって、その方が2人を出会わせる機会を作ってきたんですけど、なかなかそういうものがですね、今の若い人になかなか受け入れないというか、馴染んでないのか、だんだんそういう世話をしてくれる方もいなくなって、非常に行政としても打つ手がなかなか難しい中で、やはり行政としてできるのは、出会う場の創出。これはもう行政だけではなかなか手に負えない部分もありますので、さまざまな団体、グループ、特に若い人たちの力を借りながら、そういう場をできるだけ多く持つような企画をしていきたいと思っております。令和6年の予算の中にもそういう予算を組み込んでおります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

私も町長の答弁のとおり、とおりにしても決めつけたらいかんかもしれませんが、同感です。

それで、出会いの場。例えば、先の答弁にもありましたけども若者のグループ、ちょっと名前がぱっと

出てきませんが、町おこしグループですかね、活動をされているのはすごくいいことだなあと、遠巻きに見させていただいておりますけども。そういったグループで集まっているいろいろ話したり、行事をしたりすることが、もうすごい出会いの場としては最適な場所になるとも思っています。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、私もある音楽のサークルいますか、そういったところに足を突っ込んでいますけども、そういう適齢期の若者、男性女性がいたときはですね、そのサークルの中で結婚された方も何組かありました。そういう、まず会って人を見るというところからでないに進みませんので、ぜひそういうところに力を入れていただければと思います。

カッコ2は以上にしまして、カッコ3いきます。

(議場から何事か発言あり)

すみません、ちょっと私勘違いしてました。

再質問致します。

令和6年度にも、恋人の聖地プロジェクトの予算が含まれていますが、この取り組みについて内容と成果などをお聞きします。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

恋人の聖地プロジェクトにつきましては、全国の観光地域の中から、プロポーズにふさわしいロマンチックなスポット、これを恋人の聖地として登録して、全国で約200か所が登録されております。

黒潮町におきましては、ふるさと総合センター横の津波避難タワーにもなっております、クジラが泳ぐ海が見える丘展望台、これを登録しております。この全国の恋人の聖地という名称とテーマを共有して、観光スポットやイベントの情報発信、これを行うことで人を呼び込むという取り組みとなっております。観光や出会いを切り口とした少子化対策というコンセプトになろうかと思っております。

黒潮町においては、Tシャツアート展、それから観光振興事業など、それからスポーツツーリズム事業、そして砂浜映画祭、ウェブマガジンの発信といった情報発信事業に、この恋人の聖地事業に係る交付金を活用しております、観光振興による関係人口の拡大というところに活かしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

恋人の聖地プロジェクトですので、ある程度知り合ってお付き合いをされているという状況のプロジェクトなのかなと思って、これはこれでいいことだと思いますけども。これの、私が今回の質問で主に取り上げたかったのは、これの前段の出会いの場をぜひつくっていただきたいということでございます。

最後に、町長にちょっと質問致します。

さまざまな人口減対策の答弁、説明をいただきました。その中の子育て支援に限っていえば、先の奈義町での研修を受けての議員各位の反応として、黒潮町の支援策は奈義町の支援策に見劣りするものではないとの意見が、確認してないですけど、もう私は全員そういう印象を受けたと思っております。しかしながら、冒頭申し上げましたが、奈義町では住民の意識を変えるのには時間がかかるとの認識のもと、

子育て応援宣言の町として宣言をして、看板や垂れ幕などを設置していることや、施策の項目ではなく、住民参加型の施策に結びつけて、住民意識を高めながら少しずつ支援策の拡充をとした考え方は大いに参考にしなければならないと感じました。

この点についてどう考えられますか。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは宮川議員の再質にお答えしていきたいと思います。

子育て支援策、岡山県の奈義町の事例をご紹介いただきましたけれど、当町におきましても、国の施策方針、そして県の施策、大体そろってききましたので、町としてもその国、県の支援と一体となった施策、これから細かく立てていかなければならないと思っております。

ご提案ありました宣言にしろ、それから住民と一体となった子育て支援策にしろですね、具体的にはその全体的な協議の中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

今、私が提案ほどはないかもしれませんが、申し上げたことについて全体の中でというふうなあれでしたけど、もう少しこう力を、今いうたことはすごい私は重要やと思います。奈義町と黒潮町が同じような施策を打っていく中で、差がついている。何でこの差が出でくるのかなあとということについて考えていただきたいという質問でしたけども、ちょっとその点について答弁からは外れていたのかなというふうに思います。

もう少し、決意があればお願いします。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

再質問にお答えしていきたいと思います。

比較するのが奈義町だけではなくてですね、ほかにもさまざまな自治体の取り組みがありますので、より効果的な取り組みをまたリサーチして、そして参考にしながら、当町の独自の政策を、効果的な施策を組み込んでいきたいと思っております。

今ここで宣言するとか、そういう答弁は差し控えたいと思います。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

そういった言葉いいですか表現であれば、先ほどとはやっぱり何いいですか、決意いいですか、力強さといったものが格段に違うように私は受け取りましたので、ぜひ、そういう施策を打っていただきたいと思っております。

では、2番目の質問事項の震災対策について。

今年の元日に、能登半島地震が発生しました。生々しい災害の映像がテレビから流れ、以後、2か月以上、被害状況や復興状況について毎日多くの報道がされています。これらによりまして、私たち市民のみならず全ての国民が、震災の怖さと事前の備えの重要さを再認識させられたと感じています。

こうした中、震災関連の犠牲者ゼロを目指す当町の震災対策について、以下を問うとしております。

まず1点目、高台への住宅地確保について、現状はとしております。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(徳廣誠司君)

それでは宮川議員の、高台への住宅地確保の現状についてのご質問にお答えしたいと思います。

高台への住宅の確保に対する施策としては、高台にある住宅地以外の土地に対する拡充、そして宅地開発による整備等がございます。住宅地以外の土地への拡充につきましては、道路等の整備により住宅建築が誘導される状況があれば、費用の抑制、比較的短期での宅地化が考えられることから、有効な施策として検討したいと考えております。また、宅地開発につきましても、現在、盛土造成による本町東側の入野地区宅地造成事業についての可能性を検討しているところでございます。

安全安心な住宅地の在り方は、住民の皆さまのニーズ等を把握しながら、適地を洗い出し、計画していかなければならないと考えております。

現在、佐賀地区で事前復興まちづくり計画の作成が進められており、今後、居住地についても事前の対策としての、その中で検討、議論されるものと思います。

高台での住宅地確保は、黒潮町のこれからのまちづくりにおける重要な施策の1つとして認識をしております。しかしながら、造成等に多額の費用が発生し、現状の補助スキームでは町の財政が持たない可能性もあることから、財源の確保が大きな課題となっております。

今後は、高台の宅地造成に対する補助拡充を国、県等に求めながら、事業実施については財政的負担を考慮し、整備方法等を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

今回の高台の宅地造成につきましても、能登半島地震ということを引きかけにして、災害対応というような観点で質問をしておりますが。

ちょっとその観点からは外れますけれども。今年の1月中旬ぐらいでしたか、高知市の知り合いの方からお手紙をいただきまして、県外に現在就職をされている娘さんが結婚をされるということで、その結婚を機に高知県へ帰って来たいと。その高知県へ帰ってくるに当たり、希望としてですね、黒潮町に住みたい。そのために高台にある住宅地を探している、という内容のものをいただいてですね。この方はサーフィンもちょっと頭にあるようですけれども、サーフィンのみならず、この黒潮町には土地柄いいですか、恵まれた土地柄が多くあると私は思っていますので、そういったところも気に入られたのでないかなというふうに思っておりますが。そうしたときに、これ結婚されて今から子洗いをしたいという方が黒潮町を選んできてほしいという希望があるにもかかわらず、適当な高台の土地がないということになると、これは大きな、言葉は悪いかもしれませんが、損失、損失いいですか希望の芽を摘むというようなことになるように

思いまして、ちょっと余談なことをいいました。

それはさて置きまして、再質問ですが、先の12月定例会でしたか、県の公園指定が外れた箇所には津波浸水予想区域外の高台もあるというような話があったと思いますけども、ある特定の場所を指定して、そのときは質問されていたようですけども。全体、今回外れたところの全体的な話として、宅地化に適した、その外れたところとの中で宅地化に適したところがあるかどうか。

このあたりを答弁願います。

議長(中島一郎君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(徳廣誠司君)

それでは再質問をお願いしたいと思います。

宅地化、先ほど宮川議員がいわれたように、公園区域から外れたところで今後、宅地化が望めるようなところもございます。

ただ、それについても、その他地区と同様に、全体的な中でその宅地化をしていく上で、何があってどういうふうに進めていくかというのは全体的な課題かと思っています。そこに特定するのではなく、先ほどいいましたように、全体的な町の在り方を考えたときに、どこにあればそれが今後いろんな形で生きていくかといったところは考えていく必要があるかと思っておりますけども、いずれにしても短期でどうしてもそこは進めていけるものではないので、中長期的な観点から考えていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

公園指定区域が外れたとあって、すぐに設けるものではないというふうな印象を受けました。

続きまして、カッコ2の木造住宅の耐震化について、現在の進捗状況と今後の見通しはとしております。

これについてはもう、今年の元日の能登半島地震が発生したあと、全国各地の住宅耐震化を希望する件数が格段に増加したとの報道もありました。先週の同僚議員の耐震化の質問に対して、町長からも、住宅の耐震化は震災対策の1丁目1番地との言葉もありました。そういった言葉は報道でもよく見聞き致します。私も同感でございます。

今回の能登半島地震での死者の大部分が住宅の倒壊が原因となっているという、その耐震化について答弁願います。

議長(中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長(村越 淳君)

それでは宮川議員の、木造住宅の耐震化の進捗状況と今後の見通しは、のご質問にお答え致します。

住宅の耐震改修工事の進捗状況につきましては、昨年度末現在で1,079件の補助実績があり、最も大きな分母になる家屋課税台帳にある住宅を分母とした耐震化率は約56.5パーセントとなっており、今年度、耐震改修工事が完了予定の90件を加えると、約58パーセントとなります。

能登半島地震でも大きな被害があったことから、より一層、木造住宅の耐震化について啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

今の答弁は、先週金曜日の同僚議員への答弁と同じ内容だったと思いますけども。

これは、分母と分子の内容をちょっと確認させてください。いろんな今までの耐震化率への施策状況について、いろいろ表現の仕方がちょっとまちまちなところがあるんじゃないかなというふうに思っただけの再質問です。

よろしくお願いします。

議長(中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは再質問にお答え致します。

まず、黒潮町で耐震化率を出すときの分母となる住宅の総数でございますが、こちらの方は税務課が持っております家屋課税台帳に住宅というような表記で載っているもの、建物、その全てを拾っております。ですので、その総数が令和5年4月1日現在で7,446戸の数字でございます。こちらの数字といいますが、黒潮町の世帯数が約5,300世帯程度になりますので、それを大きく上回る数値ということで、先にも答弁致しましたが、家屋課税台帳の戸数というのは増築された場合も1戸と数えることになり、建物の場合は1戸しかないものも、例えば2戸になっておったり増築の回数によっては3戸になっておったりというようなことで、必ずしも実際に建っている件数と同一のものではないということになっております。

それから、耐震化率を出すときの分子の方になりますが、56年6月以降に建てられたいわゆる新耐震基準といわれる建物、それからそれ以前に建てられた旧耐震基準である建物、それから先ほど答弁致しました昨年度末まで改修工事をした1,079件、こちらの方を、いわゆる新耐震基準のものと耐震工事をしたもの、こちらの方を足し込んだものが分子ということになっており、そういう計算のもと、昨年度末で56.5パーセントという数値となっております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

再質問をしたのはですね、すごいこう、例えば今聞いて私、56パーセントいうたらまだ44パーセントができてないのかというふうにする人が多いんじゃないかなと思っていったがすけども。

例えば、去年の6月時点での耐震化に対する同僚議員の答弁に、旧耐震基準での住宅戸数が4,319戸で、このうちいくらあつて何パーセントという答弁をしています。これで、これの方がずっと分かりやすいんじゃないかなというふうには私は思うのですが、そういった表現はできないんでしょうか。

議長(中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは再質問にお答え致します。

耐震化率を出す計算の方法は、以前から変わってはおりません。旧耐震基準、今おっしゃられたとおり4,319戸あります。先ほど答弁しましたとおり新耐震基準が3,127戸ありますので、計算の方法としては

同じものを使っておりますので、率としても黒潮町として耐震化率というものを出すときには、昨年度末で約56.5パーセントということで、決算の方法、これまでも現在も変わっておりません。

先週の今回の議会でもお答え致しましたとおり、分母の方がかなり大きな数値というものになっていきますので、総務省の方が5年に1回調べております住宅土地統計調査、そちらの方の数値を国より提供いただき、耐震化率というものを再度計算していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

町長に再質問しますけども。

当町は、震災の災害死亡者、ちょっと言葉があれですけども、ゼロを目指していいですかそれをうたい文句にして動いています。そうしたときに、1丁目1番地である住宅の耐震化率がいうたら限りなく100に近くないと、ぱっと見たときに住民は安心できないと思うがですよ。

何でそういうふうな表現の仕方にしないのか、お尋ねします。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

その耐震率の問題、これは耐震率100パーセントになるべきだと思っておりますけれど、率の出し方、先ほど課長が答弁したとおりでございます。県の率の出し方と国の率の出し方、町の率の出し方分母が違うという現実があって、黒潮町が一番厳しい、率が悪くなるような計算の形になっております。厳しい率の取り方ですね。

そういう状況の中の説明は課長がしたところでございますけれど、犠牲者ゼロに向けては、やはりこれを本当に人が住んで、生活してる家の耐震をしっかりとやっていかなければならないとは思っております。

表現の仕方というか少し分からないんですが、ちょっとそこをもう少し説明いただければ、もう一度答弁したいと思います。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

犠牲者ゼロを目指して、住宅耐震にも取り組んでいます。

その耐震をしなくてはならない家屋がいくらあって、それに対する耐震済みという数字であればもっと分かりやすいんじゃないかなという話ですが、いかがですか。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

再質にお答えしたいと思います。

耐震をしなくてはならない家、1軒1軒どこに誰が住んでるかまで調べるデータ、分母としては持っていない状況で、やってるのが税務課の持っている住宅の課税台帳を基にしての説明をしたところでござい

ます。

一人ひとりの住んでいる家、あるいは、増築して1軒なのか3軒なのか、もう少しというかかなり詳しい調査をすればですね、そういう数字が出るかもしれませんが、現在のところはそこまでの詳しいデータの取り方は、耐震率を出すときにはしておりません。

限りなく耐震ができて家屋が100パーセントに近づける努力はしますが、統計の取り方としては、その分母の把握の仕方、それは2通りで考えておまして、国のやり方、そして町のやっけるやり方、この2つの率は当面押さえていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

先ほど、昨年の6月時点での耐震化率の質問に対する答弁ですが、昭和56年5月以前に建築されたいわゆる旧耐震基準での住宅戸数については4,319戸あり、このうち令和4年度末までに1,079戸の耐震工事を済んだと。これで率を出したらもう少し、しなくてはならないところへどれだけ済んだかということが分かりやすいんじゃないかという質問でした。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長(村越 淳君)

それでは再質問にお答え致します。

旧耐震基準のものが4,319戸あります。そのうち耐震工事をしたものが1,079件ですので、こちらの方の率を出すと、改修率というのは約25パーセントということになるかと思えます。

耐震化率というのは、全ての住戸に対してどれだけ耐震ができるのか、新耐震基準も含めてどれだけ耐震ができてくるのかという、その考え方は全国で一律ですので、数値の出し方、分母の方が先ほど町長も答弁しましたとおり、国や県と黒潮町では違っているものの、耐震化率という考え方においては今のやり方しかないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

そういう中の縛りがあってそういう表現をしてるというのであれば、補足的に今いった昨年の6月時点での表現も補足して答弁してくれるように、それはできませんか。

議長(中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長(村越 淳君)

それでは再質問にお答え致します。

いろいろな数値があり、なかなか答弁でお伝えすることが難しい面もありますが、いろいろなことが詳しく分かるような答弁に努めておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

今の答弁は、昨年の6月時点での答弁のような言い方をしていただけるというふうに取りました。

次の質問にいきます。

カッコ3としまして、町営住宅の耐震化状況、また定住促進住宅は、町外からの移住者を受け入れるため整備され、耐震改修が義務付けられていると認識しているが、地域おこし協力隊員など、町外から移住して来られ町のために頑張ってくれている方々の住宅の耐震化の状況はとしております。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (徳廣誠司君)

それでは私の方からは、宮川議員の町営住宅の耐震化状況の部分に対してのご質問にお答えしたいと思います。

町内には、町営住宅として、公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、拳ノ川若者住宅の4種類、計373戸がございます。町営住宅の中でも、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築されているものや、旧耐震基準の建物であっても、耐震診断をした結果、耐震基準を満たしている住宅がございます。それ以外の住宅につきましては耐震化する必要がありますが、改良住宅の中でも、コンクリートブロック造であるため、耐震診断ができない住宅もあることから、令和4年度より、解体、新築による建替工事を実施しているところでございます。

令和5年度末時点で、耐震性の確保のできてない浜松改良住宅団地、十割改良住宅団地、地区内改良住宅団地、横浜改良住宅団地、112戸につきましては令和6年度以降も引き続き建替工事を実施し、令和18年度までの計画で耐震化を進めていくこととしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

私の方からは、町営住宅以外についてお答え致します。

まず、定住促進住宅につきましては、議員ご認識のとおり、町が10年間借り上げ、トイレの水洗化のほか耐震改修工事を行った上で、移住希望者の世帯に貸し出しております。

また、そのほかには空き家バンクに登録している住宅がありますが、町ホームページにて常時30件程度の空き家情報を掲載しております。移住希望者は、この空き家バンクに登録されている物件の中から気になる住宅を選び、移住支援窓口を通じて空き家所有者との賃貸交渉に移ります。中には、耐震基準を満たしておらず、何らかの修繕が必要な物件も多くありますので、交渉時には町の補助制度の活用をご案内しているところです。

今年度、賃貸契約が成立した物件25件のうち、耐震基準を満たしているものは14件に留まっており、移住してきた方が安心して暮らせるよう、引き続き耐震化の推進に努めていくこととしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

ちょっと私、聞き漏らしたかもしれませんが、地域おこし協力隊員など町外から移住しておいでの方の住宅についても答弁ありましたかね。

再質問しますが、地域おこし協力隊員 10 数名おいでだと思いますけども、その方たちが住まれている住宅の耐震化は全て済んでるという状況でしょうか。

再質問します。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

地域おこし協力隊につきましては、現在、住んでいるお家が 9 件ございます。このうち 8 件が耐震性がありますので、約 90 パーセントが耐震基準を満たしているということになります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

1 件は耐震化をしてないというように聞こえましたけども、そういう、例えば定住促進住宅への考え方からしてもですね、耐震化をしてないところに。

議長(中島一郎君)

すみません、発言残り時間 1 分となりました。

5 番 (宮川徳光君)

延長構いませんか。

議長(中島一郎君)

はい。

5 番 (宮川徳光君)

その観点からいっても、今の答弁はちょっと、先ほどいいましたように町のために頑張ってくれるためにおいでくれたというふうな捉え方をした場合は、すごいおかしな話かなというふうを感じるんですけども、そのへんは答弁願います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

1 件、耐震基準を満たしていない物件がございます。

協力隊の雇用、就任が決まった時点で耐震工事をするタイミングが時間がございませんでして、やむなく今のところ耐震基準を満たしていないという状況にありますけども、本来でしたら空き家バンクに載せる以前に耐震工事を済ませて、耐震基準を満たした物件を紹介するのがいいのかなというふうには考えてはおります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

町長に、ちょっと答えてください。

同じ質問になりますけども、定住促進住宅は耐震改修が義務付けられてると思うがですけども、地域おこし協力隊員という名目で町外から町のためにおいでの方について、その考え方がですよ、ちょっと外れているということについての認識は、お伺いします。

議長(中島一郎君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

基本的な考え方、今、室長が答弁したとおりで、耐震すべきだと思ってますけど、空き家バンクに登録してる家、民間の方が申し出てするわけですけど、町全体でまだ100パーセントになってない状況ですから当然、耐震化できてない家の申し込みがあります。その時点で、今のルールでは耐震化しないとバンク登録できないようになってないと思います。そこはまだ検討の余地があると思いますけれど、その中で、協力隊で来られた方がどこに住むか選んでいく順番、手はずになっていると思いますので、従って、今のような状況になっていると思います。

基本的には、全て耐震化できて、そしてそこに空き家バンクに登録していくような手続き、先ほど室長がいったとおりがベストだと思うんですけど、現在のシステムは残念ながらそこに至ってませんので、そこは今後の検討課題かなと思ってます。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

私の質問とちょっと違うかなと、答弁ですね。

町外から移住して来てくれる方に対して定住促進住宅いうのを設けて、耐震化をしてそこに住んでいただく。その地域おこし協力隊員が、その枠から外れる理由というのは何ですか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは再質問にお答え致します。

定住促進住宅は、定期的に工事が終わったものから入居の募集を掛けますけども、そのタイミングに合えば協力隊も応募することはできます。協力隊が就任する時期とタイミング合わなければ、基本的には空き家バンクに登録している物件の中から適当なお家を選んでいただいて、そこでマッチングして住んでいただくというふうの流れとなっております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

現状そうなってるというのは90パーセントかなという話で分かるわけですけども、地域は年齢のことをいうとすごい、何いにか区別いいいますかそういうことをしているようで嫌なんですけども、地域おこし協力隊員さんも結構、若い方が大部分だと思います。そういった方の、これから将来のある方がいいですか、ちょっとほかの方に失礼に当たるかもしれませんが、何いいますか、当町を選んでここで生活をしていこうとされている方については、おんなじ考え方で対応してもらいたいという、その考えながですけども。

町長に答弁をお願いします。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

定住促進住宅というのはまずは足りないということで、建てたらすぐ入ってしまうのでいっぱいになるということです。まず、それが条件があります。

そして、空き家の登録の空き家はそれぞれの持ち主さんおいでというわけですね、町の持ち物じゃないわけですね。だから、所有者さんが耐震工事をしてくれなければなかなか耐震化できない状況でありまして、現在の登録の仕方がですね、耐震ができてない家でないと登録できないというルールにはなっていない状況の中で運営しておりますので、耐震化できてない家屋も空き家バンクにはあるわけですね。その中から、地域おこし協力隊に入ってくる方が、その中から選んで入っていただくという状況で、そういう状況の中で、今1件について耐震化できてない家に入っていただいているというふうな状況でございます。

これは全く課題がないとは思っておりませんが、現実にはそういうふうな仕組みになっておりますので。あるいは、もう耐震化できなければ登録バンクに登録できないというふうなと、俄然この空き家バンクが減ってくるわけですね。根本的にはもうしっかり耐震化できた家が少ないという実態の中で、移住する方を受けておるし、地域おこし協力隊も受けておりますので、そういう課題があることは承知しておりますけど、そういう実態の中で現在運営をしていると。これはできるだけ、この課題解決の努力はしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川徳光君)

繰り返しになりますけども、町が応募をして、それに手を挙げて、すごい町としてはありがたい話なわけです。そういった方もそうじゃなくって、何いいますか、ちょっと表現が難しいんですけども。黒潮町へ住みたいという方、地域おこし協力隊員も定住促進で移住される方と同列には少なくともはめてもらいたいという思いと。

そのあと、早急に対応すべきだと思いますけども、いろいろ事業者さんの都合もあつてのことだと思いますけども、そのへんのちょっと確認させてください。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

再質問にお答えしていきたいと思います。

少し答弁がダブるかもしれませんが、空き家の持ち主さん、この持ち主さんが耐震化をしてくれなければ耐震できない。町の持ち物じゃないです。そうすると、場合によっては持ち主さんの費用が発生する場合があります。耐震化するために持ち出しする場合があります。そういう場合になかなか対応できないというケースがあるということでもありますので、今後も空き家バンクに登録していただく家の持ち主さんに対してはですね、できるだけ耐震をしていただくように啓発活動はしてまいりたいと思います。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

では、カッコ4の方いきます。

津波避難要支援者についての取り組み状況と課題、また、要支援者カルテの更新の状況はとしております。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは宮川議員の、津波避難要支援者について、取り組みの現況と課題はのご質問にお答え致します。

令和3年度に災害対策基本法が改正をされ、災害時に何らかの支援が必要な要配慮者、いわゆる避難行動要支援者の個別避難計画を策定することが、市町村の努力義務とされました。これに伴い、従前より、地区の自主的な取り組みとして要配慮者名簿の作成を自主防災組織に依頼しておりましたが、令和4年度に見直しをさせていただき、改めて国の基準に準ずる形で避難行動用支援者名簿を作成をし、名簿への掲載に同意をいただいた方について、記載した名簿を地区長、民生児童委員、自主防災組織や消防団などへ配布を致しました。

また、地区役員の方、民生児童委員、社協、行政が参加をした地域調整会議という会議を地域で開催をし、一緒に避難行動要支援者の避難について検討する場を設け、個別避難計画の精度を上げること、地域で災害時に何ができるか考えること、名簿には載っていないけれども地区で該当するのではないかとと思われる方などを協議致しました。

令和6年2月14日に行われました区長会において、今年度の避難行動要支援者名簿をお配りをさせていただきました。課題につきましては、当事者や障害者相談支援員、介護支援専門員などにヒアリングをしたものや、地域調整会議の内容について計画に盛り込みましたが、現段階では計画作成をしたのみになっており、実効性がある計画とするための避難訓練がごく一部でしか実施できていないことが課題と捉えております。実際の避難行動に結びつけるには、避難訓練が一番大切だと考えておりますので、来年度以降、計画に基づく避難訓練を地域とともに実施していきたいと考えております。

また、名簿の更新につきましては、介護認定を受けて新規に該当となった方や、長期入院や施設入所により在宅生活が困難となり名簿から外れた方などは、随時更新をしております。

ただ、その都度更新した名簿を地区に配布し直すことは効率的ではありませんし、地区での名簿の管理も煩雑になり、ご負担をお掛けしますので、1年に一度、日を区切って最新のものを関係者へお配りすることにしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

この避難の要支援者という問題もすごいこう重い課題だと私は思っていて、なかなか、1年もたつと中身ががらっと変わってしまうようなところがありまして、なかなか大変かなと思います。

後段の、要支援者カルテの更新というのが随時公開しているという今答弁でしたが、伺いますか、入院先とか入所先が変わったとか、最悪お亡くなりなられたとかというような状況を反映されて、行政としたらですね、そういうことを反映して、地区防災の方へお知らせしてるというふうに私は取ったのですが。

この要支援者カルテの中には支援をされる方の記述があったように、最初のころですね、思いますけども、今もそういうことはされているのでしょうか。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは再質問にお答えします。

随時、地区の方へというところですけども、随時の地区へお渡しするということはできておりません。先ほども答弁の中でお話をさせていただきましたけれども、それぞれの個別の部分を1枚1枚持つていくこととなりますと、地区の方にも煩雑な名簿の管理をお願いをすることになりまして、ご負担をお掛けすることになりますので、1年に一度日を区切って、最新のものを関係者へお配りすることとさせていただいております。

また、内容につきまして支援をされる方につきましては、今のところは、その部分を記載をするとなるとなかなか名簿作成が難しいということになっておりますので、入った方がいる方もいるかもしれませんが、入っていない方の方が多いかと思っております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番 (宮川徳光君)

なかなか行政、支援者の方については行政でなかなか立ち入れるところじゃないかなと思います。例えば、それぞれの地区でその地区においてもそういうことはなかなかできないんじゃないかな、というふうに思っております。

その話が立ち上がった頃に私もちょっと関係したことがありましたけども、支援者を決めるということは私個人的にはちょっとようしませんでした。例えば、津波でんでんことか、町の職員も地震があったら、何はさて置きわが身を守って高台へ逃げるというようにという行政の考えもありまして、そのとおりだと私は思っていますんで。

ちょっと厳しい質問だったかもしれませんが、大体の状況は分かりましたので、以上で一般質問を終わります。

議長(中島一郎君)

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩します。

休憩 10時 52分

再開 11時 05分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づいて、私の質問を致します。

今回、質問を3本用意してありますが、防災については同僚議員からいろいろありましたので、通告してあります質問時間は60分ですけど、早く終わる可能性があると思います。

それでは1番について、带状疱疹予防ワクチン接種に補助をしてくださいという質問に入ります。

カッコ1ですが、带状疱疹は、免疫力が落ちますと誰でもかかる可能性があるそうです。特に、高齢になりますとその確率が高くなり、50歳から80歳までには、3人に1の方が発症すると言われております。

私も一緒に暮らしておりました義母が带状疱疹にかかりまして、入院をして、結局、これが元で家に帰ることはできませんでした。私の周りの友人、知人にも、特にもう带状疱疹にかかって大変だったという話をあちらこちらで聞くんですが、町は現状も含めて、带状疱疹をどのように考えているのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、带状疱疹について、現状も含めてどのように考えているかのご質問にお答え致します。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスに初感染したあと、生涯にわたって神経に潜伏している状態のウイルスが、加齢や疲労、ストレスなど、免疫力が低下したときに再活性化して起こるものと言われております。

主には加齢がリスクとされており、先ほど宮地議員いわれましたとおり、50代以降で罹患率が高くなり、ピークは70代と言われておりまして、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われております。

また、日本では、年間60万人が带状疱疹を発症していると推定されています。

現在、町で带状疱疹の罹患者数を把握するものは持ち合わせておりませんので、年間で何人の住民さんが带状疱疹を発症しているかは分かりませんが、何かの折に住民の皆さんとお話しをする中で、おびちょうになったよとの発言をお聞きすることがありますので、一定数の罹患者はおられるものと思います。

疲労や免疫力の低下については予防ができますので、規則正しい生活習慣や適度な運動、睡眠や栄養、休憩等をしっかり取り体調管理をしていただき、免疫力の維持に努めていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

带状疱疹についての現状というのは、町の罹患者は把握はしてないけども、多くの方が罹患するというお話でした。

どのように考えているかっていうのはそういうふう考えてるんですけど、带状疱疹っていうのはいろいろ調べてみますと、治療が長引いた場合、そういうケースがかなりあるんですけど、後遺症が出ると。それから、痛みなど症状が残る、そういうケースもたくさんあると聞いております。

それで、予防に対するワクチン接種の必要はあるというふうに、町はいつてくるのかなと思ったんですけど、カッコ2の方に入りますね。

带状疱疹に予防するワクチンがもう現在はありますが、この点についてはどのように、町の方は考えているでしょうか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、带状疱疹予防のワクチンがあるが、どう考えるかのご質問にお答え致します。

水痘・带状疱疹は、感染すると生涯にわたって神経内にウイルス自体が潜伏をし、そのウイルスが加齢や疲労、ストレス等の免疫力が低下した場合に、再活性化して起こる症状です。

それを予防する方法としては、先ほどお答えしましたように免疫力が落ちないように規則的な生活習慣にて、ご自身の体調管理をしていただくことと併せて、予防的にワクチン接種があることは承知をしております。

ワクチンにつきましては、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、双方ともに対象年齢や接種回数、接種費用等に違いがございまして、接種をご希望の方は、かかりつけ医等の医療機関にご相談いただきたいと思っております。

ワクチン接種をすることで、带状疱疹の発症予防、及び带状疱疹後神経痛の発症を予防することが期待できるとされておりますが、費用が高いことや、まだ評価をし直している状況もあるため、町としましては国の動向を見ていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

健康福祉課長ですから、带状疱疹にかかるには、まずは自分の体調管理をしてもらおうと。健康管理をしてもらおうっていうのが一番先に来ました。もちろん、そうだと思いますが。

その上で、なおかつですね、もう3人に1人はかかるという、今の現状があるわけですね。だから、ワクチンが出てると思うんですけども。じゃあ、ワクチンは費用が掛かるというふうにいいましたが、大体どのような。2種類ありますが、どれぐらい掛かるとかそういうことをお調べになってると思うんですけど、そのへんはどうでしょうね。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

先ほど、ワクチンについては2種類ございます、という説明をさせていただきました。1つは、平成28年に薬事承認をされました生ワクチン、それからもう1つが、平成30年に薬事承認をされました不活化ワ

クチンでございます。

生ワクチンにつきましては、1回の接種となっております、費用につきましては7,000円から1万円の間で、医療機関により異なるというふうにいわれております。

また、不活化ワクチンにつきましては、1回目の接種後に2か月の間隔を置いて、2回目の接種を受ける必要がございます。こちらは、合わせて4万円から6万円となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今、答弁がありましたけども、このワクチンは考えた以上に、私も調べてびっくりしたんですけど、高いワクチンですよ。

1回が、最初の生ワクチンっていうのはたった1回でいいんですけども、7,000円から1万円ぐらいというところで。それから、不活化ワクチンっていうのは2回しなきゃ効き目がないんですね。それらもかなり高い。2万円以上、結構ね、しますけども。

実際、それには2種類あるんですけども、そのワクチンによって種類、効き目とか副作用とかいろいろあると思うんですけど、そういうことまでは今なかったんですけど、そういうことを調べてありますか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

ワクチンについてですけれども、発症予防効果でいいますと、生ワクチンの方が69.8パーセントあるというふうにいわれております。

また、不活化ワクチンにつきましては、96.6パーセントというふうにはいわれておりますけれども、副作用につきましては、そこまでの副作用っていうところが、今まだ出ていないというふうを考えております。

さまざまにちょっと確認をしていたんですけども、そこまで読み込めるものを私の方がちょっと探せていなくて、厚生労働省の方からも、そこまでの情報っていうのが見て取れなかったですので、そこまですべて把握はできておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

2種類ある中で、値段的に打ちやすいやつは、効き目がちょっと弱いと。

それから、高いやつは高いやつで、2回打つけども効き目の方が90何パーセントというといいいんですが、副作用はですね、その生ワクチンの方が弱いというふうに、私のデータではあります。

で、どういうものが出るかっていうのはちょっと、物によっていろいろ違いますが、副反応っていうのがあるんです。だからそれは、データを持ってないっていいましたけど簡単に、私はですね、事務局にお願いして取っていただいたんですけど、やっぱりこれぐらい調べていただきたいと思うんです。

何でかいうたら、ワクチンを補助しませんかっていう、これはたくさんの方が罹患しますので、そういうことを町としても今後、今すぐしますっていうんじゃないかと思っても、今後ですね、そういうことも考えていかなきゃならない時代に来てるんじゃないかと思って私は出したんですけど、副作用が高いのは、多いとか、きついそうですね。私が調べてもらった書類では。

そういうことで、3番目にいきますが。

接種費用が、今もいきましたように大変高くてですね、補助をしている自治体が全国で今増えてきてます。そのへんをお調べになってるかどうか分かりませんが、全国のうち273自治体が、今、もう補助を出しているそうです。

それで、高知県の中では、大豊町が令和6年度から補助を実施すると。そういう議会答弁をしています。

大豊町の町長はですね、このワクチン接種については非常に前向きでして、こういう議会答弁をしてるんですが。带状疱疹は、治療が長引くケースや後遺症、痛みなどの症状が残るケースもあるということで、予防に対するワクチン接種は必要と考えているということで、内容については来年度の予算でどこまでの補助をするかとか、いろいろありますから。必要と考えているので、ワクチン接種補助をしますと、ワクチンの補助をしますということを答弁されてるんですが。

町の方では、この私が、今回補助を求めているんですが、先ほど国の動向を見てというふうにいきました、全体の動きを見て、また、高齢者がどんどん増えてる黒潮町の現状を見ても考慮してほしいと思うんですが、その補助についてどのようにお考えかをお聞きします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、町でも接種費用の補助を求めるのご質問にお答え致します。

先ほど申しましたとおり、ワクチン接種につきましては費用が高く、生ワクチンでは1回につき7,000円から1万円。不活化ワクチンについては、2回の接種が必要な上、2回のワクチン接種で個人の負担額は4万円から6万円と、かなり高額となっております。

一方で、ワクチンの有効性、持続性については、報告においてばらつきがあり、新たな報告も見られていることから、国としましては、国立感染症研究所に改めて検討をするよう依頼をしております。また、検討した報告書を踏まえて、再度議論をしていくこととなっております。

そのため、町としましては、国の動向を見ながら検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

国の動きが、国が検討をすると、今いわれましたが、じゃあ、その検討した結果っていうのは、大体いつごろ出るというふう聞いておりますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

今のところ、いつまでという期限は示されておりませんので、定期的に行われている、そのワクチン接

種に係る小委員会、そういったところで検討をされるものと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

带状疱疹の予防ワクチンの補助に最初から前向きでなかったというふうな、全体の答弁として私、受け取れたんですけど。

なかなか予算もありますから、すぐにやりますよっていうんじゃなくて、やっぱり健康福祉課長、また町全体としてはですね、そういうこともいわゆる検討課題ですよ。国がこういってるからそれを待つっていうんじゃなくて、それも検討課題の答えはいつ出てくるか分からないという答弁でしたけど。だから、国にお任せするんじゃなくてですね、全国では、もう273自治体が前向きに取り組んでるわけですから。それで、実際ワクチンを打ってる住民の方もおいでるわけです、これはね。考えたら本当いろいろ恐ろしくて、どこに出るか分からない、いつ出るか分からないし、いつでも私たちもそういう不安があるわけですよ。すごい痛いということをお聞きしますね。

そういうことを考えたら、そろそろワクチンを打っておかなきゃいけないかなって思ってる住民はたくさんいると思うんです。だから、そういう住民に対してですね、健康管理がもう最適ですよ。それをさせていただくと。いわゆる自己責任ですよ。それだけじゃなくて、もちろんそうですけど、健康管理しなきゃいけないんですけど、3人に1人はかかるということではですね、課長がいわれたように高齢になればだんだん体力も弱りますから、そういうかかる確率が非常に高い。しかも、体が弱ってきたらかかる確率が高いので、予防するというのがワクチンですよ。予防のワクチン。それに向けて、町はじゃあどう取り組むかという姿勢をですね、もう少し前向きな形で私は取り組んでくれるのかなと思ったんですけど。

町長、どうですか、この予防ワクチン接種についての考え方は。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

先ほど課長が答弁しましたとおり、まだ国の段階で国立感染研究所等でワクチンに対するデータを調べて検討中ということでございますので、そういう国のしっかりとしたデータを持って対応していきたいと思えます。

带状疱疹について私自身も2回ほどかかりましたけど、治療薬がありますので、重症化するもの確かにありますけれど全く治療薬がないわけじゃございませんので、しっかりとしたワクチンについては、国の報告、国立感染研究所のデータを待って対応を決めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

黒潮町としてはなかなか、私は住民に対して冷たい答弁だったなと思って残念ですが。

これからもですね、国の動向ももちろん大事ですけど、そういうことも考慮に入れていきたいと、せめてそういう温かい答弁があるかなと思ってましたけど。今後ですね、また国の動向も見ながらですが、住

民の健康も考えて、これからの町としての検討課題にぜひ入れていただきたいと思います。

1 番の質問は終わります。

2 番の、防災対策について質問致します。

先ほどの宮川議員も質問しまして、最初にいいましたけども、今年の1月1日に起きた能登半島地震ですね、そのことについては宮川議員もいいましたが、南海トラフ巨大地震が必ず来るといわれている私たちにも、大きな衝撃を与えました。

地震から2か月を過ぎた今も、まだまだ復興への取り組みが進まないで、不自由で、冬の寒い中でも必死で生きている被災者の方々の実態を見るにつけて、身の引き締まる思いがしています。

今日は、津波高34.4メートルの全国一の指定を受けてから、さまざまな防災対策に取り組んでおり、住民意識も、災害の準備も、かなり進んでいると思います。

しかし、東日本大震災から13年もたち、あのころの必死さも少しずつ薄れてきているのが現実ではないでしょうか。この際、これをきっかけに、いろんな方面への再点検が必要だと、私はその思いで質問を出しています。

すでに同僚議員から質問があつて、重複する点はできるだけ省いた内容にしたいと思いますが。

それですね、省く点で、避難所、避難道、避難タワーへの点検とか、あまり使われていない避難道などへの見直しなどは省きます。

家屋の耐震化についてです。

これも宮川議員がかなり詳しく今やりましたが、また、ほかの同僚議員からもありましたが、これは私も大変大事だと思って。今回の地震の状況を見ますと、家屋の倒壊の激しさが犠牲者の多さを出したと、そういうふうに見えましたので、先ほど、これも宮川議員とダブりますが、耐震化が地震対策の1丁目1番地というのは私もいろんなところで聞いておりますし、町長も答弁でいっておりました。この耐震化の強化なくして、犠牲者ゼロは難しいと感じてますので、少し重複する点がありますが質問に取り上げました。

まずはですね、私が考えるんですけど、まずは住民の方の、今以上の耐震化への関心を求める必要を感じています。かなり全国的には増えておりますが、私はこの地震のあとですね、自分の周りから、耐震化ができていない知り合いに補助があるよということをお話して、ほとんどの方が自分の持ち出しなしでできたみたいですよっていう話もしました。それで、耐震化をしませんかということをして、その方耐震化はすることになりました。

最初はですね、かまんかまん、もう家つぶれてもかまんって、そんなお話だったんですけど、まだまだそういう方もおいでということですよ。

でも、能登半島の現状を見て、また、私が耐震化を勧めたのが1つのきっかけになったんですけど、今後ですね、個人的に進めるのも大事ですけども、これではなかなかスピードが上がりにくから、できれば区長さんなどの協力を得て、地域で該当する方への働き掛け、ローラー作戦のようなものはできないかなあと思いました。

全部のところ、どこの家が耐震化が必要かってのは把握してないという答弁が今ありましたけども、区長さんは余分な仕事が増えますから、こういうことがなると、どの地域でもできるというわけじゃありませんが、協力をお願いしてみるのも1つの方法ではないかなと思います。

また、家全体の耐震化が無理だったら、寝室だけでも効果が高いと。そんな方法も含めて聞いたことがあるんですが、改めて耐震化に絞って力を入れていく方法を持つてはどうかというのが提案です。

1丁目1番地ですから、防災課もいろいろあって大変ですが、まず、今以上の耐震化に力を入れてほしいというのが私の質問ですけど、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは通告書に基づき、宮地議員の、これまで取り組んできたハード面の点検と、ソフト面の気の引き締め等々が必要だと思うが、のご質問にお答え致します。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、地震、津波、火災、土砂崩れ、液状化など、あらゆる災害が発生しました。

これにより、家屋の倒壊、道路の崩壊、上下水道や通信などのインフラの途絶等が起こり、その結果、孤立地域の発生、情報収集の遅れ、緊急車両の通行の妨げ、外部からの支援を受けられないといった事態が発生し、復旧、復興の大きな妨げとなりました。

ここから見えてきたのは、住宅の耐震化、避難者情報の集約、地域の防災力、外部からの支援を受ける受援力の重要性です。

これまで取り組んできた住宅耐震化や、地区防災計画の取り組みでの地域の防災力の強化等を進めながら、情報をいかに集約するかを検討してまいります。

また、能登半島地震では、早期の適切な避難により津波の犠牲者が少なかったことを考えると、一人ひとりの適切な避難行動の周知等を、なお一層進めていかなければなりません。

また、公的機関やボランティア等、外部からの支援をうまく受け入れる体制づくりも重要と考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

通告書がですね、全体を見直したらどうだっていうことでしたので、そういう答弁になるかとは思いますが、ハード面、ソフト面、いろいろありますのでね、全体的に答えていただきました。

それで、その中で私、絞ってもう一つ、もう1点いいましたけども、いろいろあるけど耐震化にもっと力を入れてみるのが大事じゃないかという点で、その個別の質問をしますので、そのことについてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

宮地議員の方からもありましたとおり、耐震化、大変重要なことだと思っております。

黒潮町では、大きな津波が来ることが想定されていますが、大きな津波の前には大きな揺れがあり、その揺れから無事に避難することができなければ、その後の津波も避難することができませんので、住宅の耐震化は、町長の方からも答弁しましたとおり、最重要課題だというふうに認識しております。

ですので、これからも住宅の耐震化、より一層住民の皆さまにも呼び掛け、耐震化の進捗（しんちよく）具合を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

課長の答弁も本当、そのとおりなんです。

それで、じゃあどう進めるかっていうことで、私1つ提案したんですけど、各地域でですね、区長さんなり協力を得て、ローラーを掛けるとまでいったらかなり大げさですけども、そういう地域もあったようにも聞いてるんですが。

そういうふうなですね、具体的なことをやりませんかっていう提案だったんですけど、この点なんかどうでしょうね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

1軒1軒の把握というもの、そちらの方も、最終的には必要になってくるのではないかというふうに思っております。

先の答弁にも致しましたとおり、黒潮町の住宅の家屋の総数が7,400棟以上ありますので、その中で、本当に耐震化をしなければいけない住宅、そういうものを把握しながら進めていく必要があるのかなというふうには考えておりますが、それをどのようにやっていくのかということに関しましては、区長さまの協力を得ながらということでご提案いただきましたが、かなりの労力、そういうものも発生していきますので、その方法につきましては今後検討しながら、どこかの段階ではそういう取り組みもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私の提案は私の提案ですので、それも考えながらというふうにさせていただきました。

それで、やり方はもちろんいろいろありますし、防災課の方で前向きにこれから取り組んでいくということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、もう一つですね、耐震化と、そのほかにですね、ここ3年余り、コロナのこともありまして、各地域での避難訓練を控えてまいりましたよね。

で、浜の宮部落も部落独自で6月にやって、それから、9月には炊き出しもやってたんですけど、そういうことはもう全部休んで、町の避難訓練だけ参加すると。そういうのが続きました。

もうコロナも一定、ある程度のことがもう5類に移ってきておりますので、避難訓練を今までのように再開して、気持ちを新たにして災害予防に取り組む。町全体のムードといいますか、それらを盛り上げていくことが私は大事じゃないかなと思うんですが。

この点についてはどう考えますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

確かに、コロナによって、まず集まるということが少なくなり、地区の取り組みが若干減ってきたというようなことはあったかと思えます。

しかしながら、今回の能登半島地震を見ましても、地域の防災力の大切さ、重要性、そういうものが見えてきましたので、いま一度、地域での防災への取り組み。そういったものを、自主防災会長さまや区長さん、それから地域担当職員の皆さんにお世話になりながら、再度取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、またその際には、皆さまのご協力もいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今いわれましたように、本当に地域の防災力っていうのが大事だなと、私もつくづく思っております。

それでは、カッコ2に移りますね。

今回の地震でも、発災後の課題ですね、地震が起きてからの課題が次々と報道されております。

災害関連死という言葉が何度も出てきましたが、発災後の準備、心構えも今から必要だと思います。

町の12年間の取り組みの中で、この点もかなり進んではいりましたが、もう忘れていた点もありますし、そのとき一緒にやってやったメンバーの交代もあったことでしょうか、再点検が必要ではないかなと思います。

まず、避難所の問題ですが、当時はこの問題のワークショップなどもあってかなり勉強もしたんですが、そのときにはですね、避難所にはすぐには中に入らない。まず安全を確かめてから、それから中に入るとかですね、役場の職員は来れないので、住民の中で役割を決めて、運営などさまざまな問題を自分たちでするんですよという話。それから、入所者の受け付けもしなくちゃいけない。それから、けが人や病人、高齢者や子ども連れなどの場所割り、指定避難所についてはね、そういう場所割のワークショップもありました。

で、避難所運営委員ですが、避難所運営の中には必ず複数で女性を入れて、いろんな立場の人を組み込んだ運営委員が必要だという。それから、トイレや洗濯物干し場の問題、ペットをどうするか等々なども、当時のワークショップを積み重ねて話し合いをした経験があります。

被災後の問題はまだまだたくさんあって、一度に全ての話し合いは無理ですが、ここに来てですね、改めてこの被災後の取り組みですね、方法等はどのようにするかと。そういうことまで考えてるでしょうか。

どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは通告書に基づき、宮地議員の、発災後の避難所問題やさまざまな課題も再確認が必要ではないか、のご質問にお答え致します。

能登半島での初期の避難所の課題としては、孤立地区が発生したことなどによるビニールハウス等に避難する自主避難所の把握遅れや、交通網の崩壊による、各避難所への物資等の輸送が困難になったことが挙げられます。

その後は、避難所不足や、より良い避難所環境とするため、地元市町村以外への1.5次避難、2次避難が課題となってくると考えます。

1.5次避難、2次避難自体が課題ということではなく、地元市町村以外への避難が長引くと、地元に戻ってくることをあきらめ、避難先等での新たな生活を始める方も出始め、人口減に拍車をかけ、大げさかもしれませんが、町の存続にさえ影響するのではないかと危惧しております。

町外への広域避難に頼ることのない避難所等の確保はもちろんのこと、災害関連死を防ぐためにも、避難所の環境整備は重要で、例えばベッドの整備や暑さ、寒さ対策、トイレ等の衛生対策等、計画的に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

津波高が日本一だということが発表されてからは、私たちはずっと今までですね、長い間かけて、避難者生活についても、それから今課長がいわれました、いろんな面について勉強してきたわけですね。

それを今一度に全部やるということはもちろん無理ですので、課長が今いわれましたようにいろんなのがありますから、防災課としては大変なんですけど、今後もですね、そういう機会があればワークショップとか、そういうことをしてもらえたらと思うんですが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、避難所の運営につきましては、各避難所で避難所運営マニュアルというものを住民の皆さまと一緒に作成しており、避難してきた皆さんで避難所の運営していただくというをお願いしております。

こちらの方も、再度見直しというか、そういうこともしながら地域の皆さんにも呼び掛けをし、避難所運営の訓練、そういったものもしていかなければいけないんじゃないかというふうに、今回の能登半島地震を受けて思い直したところもありますので、そういうことも。例えば、総合防災訓練の際には、避難してきた方々で、避難所運営の訓練をしていただくというようなことを再度お願いしていきながら、避難所運営についても見直しを図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

課題がたくさんありますので、もう全部を一度にすることはもちろんできないし、ちょうどコロナで休んで、それから能登半島地震がありましたから、再度これをきっかけにやり直すといいますが、見直しをするという点では、課長もそういう方向でいきたいということでしたので、町民全体もね、できたらそういう心構えでいけたらなと思っております。

カッコ3番にいきます。

発災後の準備の1つとして、罹災証明書について取り上げております。

能登半島地震での新聞報道で、罹災証明の発行が遅れて大変、との記事がありました。

その方は、家が壊れて住めないのに、証明書が出ないと次の段階に進めないとの声が載っていましたが、罹災証明書は、被災者生活再建支援金や義援金などの手続きに必要で、災害復興には大事なものです。

しかし、証明発行する人手が足りなくて、東日本大震災のときに改めて、このことが問題になりました。

私は、黒潮町でも事前の備えが必要ではないかと、2016年の12月議会で質問をしています。そのときの答弁をちょっと紹介します。

答弁では、罹災者証明書の発行の前提となる家屋被害認定調査に向けて、職員が、高知県主催の住家被害認定士養成研修に参加をしている。現在、受講職員は5名となっている。平成27年度からは、町の総合防災訓練に合わせて職員研修を行っている。災害発生時には、各種被災者支援措置を受けるための基礎となる罹災証明書の発行が遅滞なく行われるような体制づくりに努めてまいりたいと、大変前向きな答弁をそのときにいただいているんですが。

その後、町の罹災証明書の発行への備えはどうなってるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、防災対策についてのカッコ3、罹災証明の発行体制はについてお答え致します。

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき交付をされるもので、自然災害による住家の被害程度等の内容を証明するものです。

被災者支援策である義援金や融資、減免などの手続きに必要となるもので、生活再建の第一歩となるものです。

罹災証明書の発行につきましては、被災者支援システムを導入しておりまして、そのシステムに住家被害認定調査の結果を入力することで、罹災証明書が交付をできるようになっております。

また、直接役場に来庁しなくても、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請、受け取りができるサービスなどの運用も開始をしております。

発行体制としましては、税務担当であります住民課が証明発行事務を担当することになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

通告書に基づいた、最初の答弁っていうのはそういう全体的なことになるのかもしれませんが、もう以前にそういう質問をしてるんですね。

それで、罹災証明書は大変大事なので、発行体制はちょっと今、新たなことをいってくれましたけども、今現在ですね、それを発行する人が足りなかったら大変だからっていう。東日本大震災で、発行する職員さんが少なくて大変住民が苦勞してるという記事があって、それで、職員も積極的に取り組んでるという答弁があったというのは先ほど紹介しましたが、うちはその後どうなってますかっていうことなんですが。

どうですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

発行体制で、まずは人員の話でございますが、基本的には税務担当職員がという答弁をさせていただきましたが、議員ご質問のとおり、発行体制調査ができる職員というものを増やす必要がありまして、昨年度以降、住民課全員を対象にしてですね、そういった住家被害認定調査の講習等も受講をしております、少しずつではありますが、そういった調査ができる職員という者が増えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

これ、私が質問したとき 2016 年ですけど、平成 27 年度からは、町の総合防災訓練に合わせて職員研修を行っている。

災害発生時には、これが大事なんですけど、各種被災者支援措置を受けるための基礎となる罹災証明、罹災証明書の発行が遅滞なく行われるような体制づくりに努めてまいりたいですが、今の話ですと、住民課全員が、これ認定士さんか何かその資格が要るのかどうか。あのときは資格が要るように思いましたけど、全員がもうできてるんですかね。持ってるんですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

住家被害認定調査というものは資格ではございませんが、内閣府の方が、災害に係る住家の被害認定基準運用指針というものを公表しております、その中で、具体的な調査の方法などを示しております。

具体でいいますと、例えば、全壊の基準であればこういうところを見て、この基準になっていけば全壊とか、そういった細かい、災害ごとに応じた調査方法というものを示しておりますので、基本的にはその調査方法を学ぶというものがその講習会になっております。

その講習受講者というものが、昨年度開催はできておりませんが、住民課の職員については受講済みです。

ただ、今後も人事異動等もありますので、どんどんそういった者を、職員防災訓練等でも体制についての検討協議も行っておりますので、とにかく調査ができる職員を少しでも増やすこと。

それから、情報防災課長答弁したとおり、受援力を高めるためにも、そういった県外等の支援を受けられるような体制をつくることも併せて行ってありますし、もう 1 つは、黒潮町に足りておりませんが、これまで罹災証明を発行した経験がございませんので、まずは経験値を積むという意味でも、先月、住民課職員、能登の方にも支援に行っておりますし、今月 20 日からも第 2 弾として調査の支援に行くことになっております、支援はもとより経験値を積ませていただくという部分が、防災力、受援力を高めることにつながると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

黒潮町の職員さんが罹災証明書の発行の手伝いに行ったといいますが、支援に行ったっていうのはどっかで聞いたように思うんですが、それ自体も経験になりますし、実際ね、現実には当たってればいいことだ

など思っております。

それで、住民課全員が講習を受けてると。今後も、そういうことは進んでいくと思うんですが、私はもう、職員さんね、役場の職員さん、先ほど課長いったように異動もありますから。特に若い職員さんはですね、証明書の発行が全員できるような体制を整えることが必要じゃないかなと思うんですが、そのへんはそういう体制になっていますか。

どうでしょう。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

発行体制自体としましては、発行のマニュアルというものはもう作成しておりますので、それを見ながら入力すれば発行はできるんですが、その前段の調査ですね。

調査に関しては、ある程度知識が必要ですので、先ほどお答えしたように講習会等を受講して、調査ができる職員という者を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私は素人ですから発行、発行という言葉を使いましたけど、その前段の調査する人が少なかったわけですね。発行するためのね。

この職員を増やしてくださいって質問をずっと今までもしてきたんですけど、その調査をできる人がいないから、なかなか罹災証明書を発行できないというのが、今の自治体にありますわね。

だから職員さんは、特に若い人は全員がその調査ができるように、そういう体制をできてますかと。また、できてなければそういうふうにやる方向はありますかというふうに聞いてるんですが、どうでしょうね。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

まずは、初動マニュアル等がある段階で、住民課が罹災調査班というものを担当しております関係で、まずは住民課をメインには講習を受けてもらうようにはしておりますが、先ほど答弁させていただいたように異動等のこともあります。いったん受講していただいた職員が、例えば別の課に行ったとしても、非常時についてはその知識というものは持つてる状態ですので、体制の中でそれは検討できる部分かなとは思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

実際、地震が起きてからも、困らないようにそういう体制を整えていると、そういうふうにもう答弁を

受け取りましたので、これ以上はですが。

カッコ4に移りますが。

議長（中島一郎君）

ただ今、宮地葉子君の一般質問中でございますが、この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 53分

再 開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それでは引き続きまして、防災対策、2番の防災対策のカッコ4番から入ります。

指定避難所でもある、学校体育館への空調設置はどうなってるのでしょうか。

この問題も以前に質問をしていますが、前向きな答弁はそのときはいただけなかったと、そういう記憶をしております。

国から補助金が出ておりますが、国の補助金で、文科省の学校施設環境改善交付金というのがあります。この補助金は、通常3分の1の補助ですが、2023年度から25年度の3年間に限り、2分の1に引き上げられております。

また、総務省の緊急防災・減災事業費というのがありますが、これは、自治体が地方単独事業として行う防災、減災対策に充当でき、空調設備だけでなく、さまざまな防災事業に幅広く活用できるようです。

総務省は、空調設置に際し、断熱要件等はないが、仮に断熱工事を同時に行う場合は、その経費も対象になるといっております。

これらの補助制度の活用も考慮に入れて検討した上で、今回は、以前とは少し進んだ答弁があるのでしょうか。

よろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮地議員の、指定避難所でもある学校体育館への空調設置はどうなっているかのご質問にお答え致します。

現在、体育館などが指定避難所として使用されている場所は18か所あり、そのうち、町立学校の体育館が9か所あります。いずれも大規模な空調等の整備はされておらず、大型扇風機やストーブ、ファンヒーター等を設置しております。

冷房等の空調設備の導入については、文部科学省によると、全国の公立小中学校でも、令和4年9月時点で約12パーセント程度しか進んでいない状況です。

体育館が避難所として使われる際の暑さや寒さ対策の重要性は理解していますが、エアコン導入に係る国等の補助金があるとはいえ、コストや維持管理コストが相当なものであることから、学校施設としての必要性も検討し、大型の冷風装置やレンタルなど、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

大体想像してた答弁ですけど、前回とおなじなんですけど。

いずれですね、こういう設備っていうのは、今は12パーセントかもしれませんが、いずれは設置しなくてはいけない設備じゃないかなと思っております。

こちらの場合は、熱中症が大きな問題になりますよね。指定避難所ですと、暖房よりも本当暑さが問題になって、災害関連死の人が出てくるんじゃないかなという心配をしておりますが。

全ての体育館とかにね、設置ができれば超したことはないんですけども、設置する経費や設置後の維持管理費とか、今いわれたように安いものではなくて、大変なことはよく分かっております。

しかしですね、じゃあいずれやっていかなきゃならないなということで模索をしていくと、町のカーボンニュートラルの取り組みの中で教えていただきましたが、教室の断熱材使用のときにですね、全部の教室に試みるんじゃなくて、まず1つの教室だけに使用してみる、そういう方法がありました。また、建て替える学校がある場合には、そこに断熱材を使用するとか、そういう方法も答弁がありました。

体育館の空調設置もその方法を応用するとですね、大方中学校は確かですね、大方中学校の体育館は人がとか病気を持った人などの避難所にもなっていたように思うんですが、そこにだけでも空調設置を考えてみるとか、やろうと思えばそういう柔軟な方法があるんじゃないかと思うんですが。

この点はどう考えますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

現在、先にもお話ししましたとおり、町立の小中学校で学校の体育館として使われている所が9か所あります。

その中で、宮地議員のご質問のとおり、大方中学校につきましては医療救護所の方も兼ねておる状況であります。

学校の体育館ということにもありますので、避難所としての体育館、それから学校の施設としての体育館、両方の面から検討致しまして、学校の施設として整備する面、それから防災上の観点から整備する面。そういうことも考慮しながら、宮地議員のおっしゃってくれたように、一律に全ての学校の体育館にするのか、防災の面から重要な箇所からするのかといったようなことも含めて、財政的に本当にたくさんのコストが掛かるものになっておりますので、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私もすぐにはできるとは思ってないんですけども、やっぱりそういうことも考慮に入れながらね、いずれはそういう設備を入れていかなきゃならないと思えば、もしももっといい補助制度ができるとか何かがあったらですね、ぜひ大方中学校だけでも検討してみるということで前向きな検討もしてくれるという答弁

でしたので、そのへんも頭の中に入れたいと思います。

カッコ5に移ります。

新聞報道によりますと、能登半島地震では今でも多くの地域で断水が続いておりまして、水の確保が今回も問題になっております。

この点も同僚議員から質問がありましたので、重なる部分を省いてですね、用意してる答弁があるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮地議員の、断水時の水の確保についてのご質問にお答え致します。

飲料水に関しては、ペットボトルで全町民分を33か所の避難所に分散して備蓄しております。

さらに、浄水器を26か所に配慮しており、浄水器での1日の造水能力は、全町民1万人1日の必要量を上回る量が確保できる計算となっております。

また、入野本村地区には、飲料水が確保できる耐震性貯水槽も整備しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

水の問題っていうのは本当に、今回の地震を見てますと大変なんですけど、それでカッコ6にいけますね。地域にはですね、昔使っていた井戸が残っています。

今までの地震で、井戸水が大変役立ったというのがテレビで流れておりましたが、能登半島地震じゃないですよ、前の地震でね。

町でも以前、その地域地域で井戸を調べたり、災害時に使わしてほしいなどのお願いをしていたように思うのですが、この点はどうでしょうか。

また、これを機会に積極的に地域で調べて、確保するなどの対策は取れないものでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮地議員の、井戸の確認と確保のご質問にお答え致します。

町では現在、井戸の所在地や数について把握しておりませんが、生活用水を確保する観点から、井戸の活用は有効だと考えています。

被災後の井戸は、地域住民の皆さんが使用するため、地域での共助として、各地区の自主防災組織等が位置などを把握していくことが望ましいと考えています。

このことから、町としましては、自主防災組織等と協力しながら、現状把握などを行っていきたく考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今からですね、井戸の確保を気を付けておれば、大変役に立つと思います。それぞれ気を付けたらあると思います。

私は以前ですね、自分とこの井戸は使えるから防災に使わないかっていう提案がありまして、防災の方についていったんですが、直後にですね、町にその災害に役立ってほしいんだけど、それを管理してもらおうといいますか災害用にと差し出すっていうのは、管理してもらったらですね、今度自分ところはそこに物置建てるとか、庭にするとか、家を建てるとか、何か自分とかが使いたいときにはもう自由にその井戸がつぶすとかができなくなるからやめますっていわれてきたんですけども。そういうようなこと、実際、町が災害の井戸として、もし管理じゃない、どういうふうにするのか知らないですけど、そういうふうにしたら自由に使えなくなるとか、そんなことがあるでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

個人の方が造られた井戸に関しては、あくまでも個人の方のものになりますので、災害時に使わせていただくということは、その人の善意というかそういうものによって使わせていただくことになりますので、個人の井戸に関しましては、災害時には必ず使わせてくださいとかっていうことでもありませんし、その井戸をなくすときには、なくすことはできませんよというようなこともするつもりはございません。あくまでも個人の方の井戸ということで。

あとは、地域で管理されておる井戸があったりとか、あと、例えばですけど、避難所等々に井戸を構えるとか、構えているとかっていうようなところがないかというようなことも含め、井戸について自主防災組織の皆さま等と協力しながら、まずは井戸の位置を把握し、地図等にプロットしていくっていう作業を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

ぜひですね、これも時間もかかるかもしれませんが、自主防災組織と協力しながらやってほしいと思います。

次へ移ります。7番ですね、カッコ7です。

今では、町内各地に水道管が張りめぐらされて、平時であれば、潤沢で安全な水が住民に提供されています。蛇口操作1つで、必要な時に必要なだけ、安全な水が出てくる日常が当たり前です。

しかし、能登半島地震の実態を見ますと、南海トラフ地震が来れば断水は絶対起こり、しかも長く続き、不自由な暮らしは避けられないと思っています。

水道管の耐震率はどうなってるでしょうか。

併せて、県の耐震率も一緒にお願いします。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは宮地議員のカッコ7、水道管の耐震の現状を伺うについてお答えを致します。

黒潮町における水道管の耐震化状況につきましては、基幹管路において、令和5年3月31日現在で、耐震管適合率20.7パーセントとなっております。

延長と致しましては、総延長5万850メートルのうち、耐震適合性のある管の延長が1万530メートルという状況です。

支管を含む全管路では、令和5年3月31日現在で、耐震管適合率13.9パーセントとなっております。

延長と致しましては、総延長20万5,985メートルのうち、耐震適合性のある管の延長が2万8,648メートルという状況です。

続いて、県の耐震化の状況ですが、こちら、厚生労働省のホームページの方で公表されておりますが、令和3年度末現在、令和4年の3月31日現在になりますが、高知県の基幹管路における耐震適合率は23.2パーセントとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

都市部のようにですね、家が密集している地域と違って中山間地域が多い高知県では、水道管の耐震というのは容易ではないということが、今の耐震率も20パーセント超で、県全体では23.2パーセントということですので、容易なことではないというのも分かります。

それで、だからといって放っとくというわけにもいきませんが、今後、町としてはどのような対策を考えているでしょうか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答え致します。

耐震化の計画につきましては、令和2年度に黒潮町水道施設耐震化更新計画を作成しております。その計画に沿って、管路の耐震化を図ってまいりたいと考えております。

計画の中では、基幹管路やその重要給水施設、避難所とか病院等ですね。つながる管路から更新をしていく計画としておりますが、基幹管路であれば、その40年以上を経過しておれば、その老朽管として扱われ、その老朽管の更新に合わせ耐震管とすることによって補助の対象となっておりますので、そのへんも考慮しながら、今後更新を行うこととしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

これも大変なことだと思いますが、水の確保っていうのが今、テレビ報道を見ても大変ですので、また、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

カッコ8に移ります。

町は、カーボンニュートラルの取り組みを国の補助事業を指定され進めています。エネルギーの地産地消という、次世代を見越した取り組みに、この事業を知れば知るほど、住民の賛同と期待は大きくなるだろうと思っています。

今回の地震を受けて、2月12日の高知新聞に、京大の矢守先生の論評が掲載されました。

矢守先生は、長年、黒潮町においでで来て防災問題に深くかかわってくれておりますが、矢守先生は、南海トラフ地震では、被害規模や被災地の面的広がりや能登半島地震の数十倍になることを覚悟しなければならぬといっております。

被害がなかった自治体すら、ほかの地域に救援の手を差し伸べたり、2次避難者を受け入れたりする余裕は、ほとんどなくなる恐れがあるとも述べています。

この難問、難題への解決に向けた模索が始まっており、それは、地域社会の孤立ではなくて自立を目指すこと。その取り組みの1つとして、黒潮町の取り組みが紹介され、電力の地産地消への取り組みが今回のような巨大災害への解決への模索だとしております。

先生は、被災しても10日間程度は自立可能な地域自立圏を目指す方向だとして、黒潮町の今回の取り組みを防災面からも評価されておりますが、この大きな能登半島地震を受けて、私たちが大変な復興が待っているとどうなるんだろうと気が滅入っておりましたが、黒潮町にこういう1つの明るい光が差し込んでくるんだということ、先生は論評でいっておられるんですが、実際には、どのような利点があって防災に役立つのでしょうか。

ちょっと、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、防災対策についてのカッコ8、カーボンニュートラルの取り組みは、大災害にも力を発揮すると思うかどうか、についてお答え致します。

議員ご質問のとおり、黒潮町は、環境省から脱炭素のドミノとなるモデル的な取り組みを進める自治体である脱炭素先行地域として採択をされ、取り組みを進めているところでございます。

12月議会での答弁と重複致しますが、黒潮町が脱炭素先行地域に採択いただいた提案の内容としましては、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン防災型まちづくりをタイトルとしているように、津波防災対策として実施をした個別津波避難カルテを作成した経験、ノウハウを活かし、脱炭素カルテを全世帯で作成し、各家庭に合った省エネ、及び再エネ設備の導入を促進するとともに、避難行動要支援者が避難後に即時的かつ継続的にエネルギー利用が可能な体制を確保するため、公共施設や福祉施設に太陽光発電設備や蓄電池を導入するとともに、町全体を脱炭素化する計画となっております。

このことから、カーボンニュートラルの取り組みによりエネルギーを地産地消することで、平時の脱炭素化はもとより、非常時には発電、または蓄電した電気を利用ができるということで、レジリエンスの向上につながるものだと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

地震が起きると、確かに電気もしばらく来ないという、水道も同じでしたけど、電気はちょっと早く来ますよね、普通でしたらね。

でも、今の課長のお話ですと、うちは地産地消で公共施設にはまず蓄電池もあるし、指定避難所なんかを中心にそれやっていくということでしたから、それが先生もいわれたるように防災に役立つと。そうい

うふうに捉えていいんでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

矢守先生の記事を私も見ておまして、やはり孤立が想定される地域たくさんございまして、孤立が想定されるところは電力的に自立をしておくことが、防災力の向上につながるということです。

能登半島の地震を見てもわかるように、相当日数がかかって、電力復旧というのは課題になっておりますので、その間エネルギーを自給自立できれば、非常に防災力としては上がるものではないかと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

防災力が上がるっていうのは、本当大事なことですよね。これからね。

エネルギーを地産地消をするということで、防災力上げていくのを大いに期待していきたいと思うんですが。

もう一つあるんですけど。

先ほど、カッコ4の質問でですね、体育館の空調設置の質問をしましたが、体育館は公共の建物ですし指定避難所ですので、当然太陽光発電が設置されると思うんですが。設置されますと、空調設備の電気がですね、地産地消でできるようになります。そうすると、防災大変役に立つと、1つと思うんですけど。

こういう点から、体育館の空調設備一步前進するんじゃないかなと思うんですけど、住民課長の方はどうですか。この点はどう思いますか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

今、公共施設に導入している太陽光発電等、蓄電池によって電源の確保は可能になるものだと考えております。

ただし、先ほど防災課長答弁したように、機器の設置となりますとまた別の問題等がございますが。ただ、使える環境にはなりつつあるというところで、防災力の向上というふうにお答えをさせていただきました。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

1つの事業を進めていくといろんなところに、特に防災と関係しておりますので、波及して利用できるという、大変良い利点があるんじゃないかなと思います。

最後にですね、防災課長に伺うんですけど。

これ、番号にないんですけどね、必ず来るといわれる南海トラフ地震、大きな災害に向けて、できるだけ準備をすると準備をしないとでは、命が助かるかどうかの問題に、私はつながると思うんです。

それで、今回の地震を受けてですね、2、3日前ですけど、私のスマホのアプリに、町のアプリですけど防災の片田先生の講演の案内が入りました。

大変いい内容だなと思うんですけども、内容を簡単に教えていただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

恐らく、町の公式ラインの方でお知らせさせていただいたものではないかと思いますが、3月27日、ふるさと総合センターにおきまして18時半から、東京大学大学院の片田敏孝特任教授をお招きし、まず、能登半島地震から私たちは南海トラフ地震どのように備えなければいけないのかというようなこととお話いただき、町の職員で被災地支援に行った職員もおりますので、その者から能登の現状等をお話いただき、その後、片田先生、それから派遣された職員、それから、もしくは参加していただいた皆さんで、私たちは何を備え、そのときを、その日をどう迎えればいいのかというようなことを再度確認するような会にしたいというふうに思っています。

これまでもお話ししてきましたとおり、最後は自分自身がいかに備えるか、避難するかとか、そういうことが重要になってくるというふうに思っておりますので、個人、私たち行政がやらなければいけないこと、それを取り組むのは当然一生懸命やっていますが、個人としても、地域としても、どのように備えなければいけないのか。そういうことを考えられる機会にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

防災の質問の締めを、課長が立派にしてくださいまして。何を備えて、どうそれへ向かっていくことができるかということで、私たちも本当に自分の命は自分で守るということで、今回の地震を1つのきっかけとして、また頑張っていけたらと思います。

これで、防災の質問を終わります。

大きな3番目の問題、人権問題についての質問に入ります。

カッコ1です。

私は長年、女性泊まり合い、今では単なる泊まり合いですが、中止を求めて、議会で質問をしてきました。

この3年間、コロナの関係で泊まり合いもやってなかったと思ったので、職員さんに、今年は泊まり合いをするのですかと尋ねると、泊まり合いを中心にした、それに代わる事業を昨年10月に行ったと教えていただきまして、その事業を紹介されました。

広報10月号、通告書には9月の書いておりますが、10月号の間違いです。

広報10月号に掲載されていますヒューマンライツ・カフェという、おしゃれな横文字のタイトルでその事業が掲載されておりましたが、これはどのような事業なのかを最初にお尋ねします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の1番、泊まり合い事業に代わる新たな事業についてお答えを致します。

昨年10月28日、日曜日に、ネスト・ウエストガーデン土佐において、黒潮町人権教育啓発ワークショップ、ヒューマンライツ・カフェを行いました。

このヒューマンライツとは、人権を意味し、カフェで食事をしながら人権について語り合う、という意味で付けたネーミングであります。

定員25名に対し19名の参加者を得て行いましたが、当日は、土佐佐賀のもどりがつお祭や黒潮町まるごと産業祭とかぶってしまったため、定員より若干少なかったように思います。

議員ご質問のとおり、この事業は従来行っていた泊まり合い研修に代わるものとして、本年度初めて実施した事業であります。

今年は、子育て世代の方も参加しやすくなるよう日帰りとし、場所も黒潮町内に変更しました。

黒潮町人権尊重のまちづくり条例や、黒潮町人権施策推進基本方針に明記されている11の人権課題の中から、参加者同士の協議により、子どもの人権についてロールプレイ・ディベート方式で行いました。

賛成派、反対派に分かれて討議を行い、参加者からは、違う方の意見を聞くことができ新しい気付きになったとの、うれしい感想をいただきました。

町は、これからも人権課題解消に向けたさまざまな事業を提供してまいります。

そして、時間や場所など、参加者が参加しやすく、参加してみたいと思ってもらえるような事業を企画立案して、実施していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今の内容ですけど、子どもの人権について話し合われたといいましたけど、これ、項目はどういうふう

に決めていくのかっていう、話し合いをね。

それとですね、このような意見が出たっていうのがもしありましたらですね、教えてください。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今回の討議の柱になった子どもの人権というのはですね、コーディネーターの方を踏まえて参加者全員の中で協議した結果、子どもの人権についてに決まったというふうに聞いております。

それと、意見についてはアンケートをやっていますので、そのアンケート結果を少し紹介をさせていただきますとですね、先ほどいいました子育て世帯の方が参加しやすいように日帰り、良かったんじゃないかという意見もありましたし、視点が変われば感じ方も変わる、新しい気付きになったという点であるとか、ディベート方式、ロールプレイですよね。賛成反対に分かれますので、新鮮であったというような意見があります。

ただ、たくさんありますので、総じていいますと、新しい取り組みでしたので新しい気付きになった、という意見をいただいたと思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

皆さんの話し合いしたいことを出して、賛成意見、反対意見も出て、いろんな意見をここで話し合うということは、大変いい試みだなと思っております。本当良かったなと思います。

カッコ2にいけますが。

この事業と、泊まり合いとの関連性はどうなるでしょうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の2番、泊まり合い事業との関連性についてお答えを致します。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、今回行ったヒューマンライツ・カフェは、従来行っていた泊まり合い研修に代わる事業として、新たに実施した事業であります。

町は、人権課題解消のために、住民の皆さんにさまざまな研修の機会を提供する必要がありますので、その啓発活動の一環として行った事業であります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

町民の方に、さまざまな人権の課題を提供する。そして話し合っていく。それは、大変いいことだと思います。

それでカッコ3にいけますが。

私が同和問題を議会で取り上げた最初の質問がですね、女性泊まり合い事業だったと思って、今、記憶しています。

旧佐賀町と合併したころ、佐賀の婦人会の方から、大方ではまだこんなことやってるの、佐賀ではとっくに中止したよ、との言葉がきっかけでした。

それまでにも、私の周りには、女性泊まり合いに参加した方々がそれなりにおりましたので、話を聞く機会もあり、大体の内容は知っておりましたが、自分なりに資料も集めて質問をしたものでした。

女性泊まり合いは、昭和48年、1973年ですが、今から51年も前に旧大方町から始まり、その当時の時代の波に乗り、県内各地に広がった事業です。

しかし、私が議員になったころは、進み行く時代とともに、県内各地の市町村はどこも中止をしておりました。

議会でこの事業の中止を提案してきましたが、いつも執行部からの答弁は、差別がまだ残っているからと変わることはなく、時代はどんどん進み変化をしているんですが、行政は今の実態をつかんでるのかなあと、疑問を持ち続けておりました。

私が質問を始めてから数年後に、女性泊まり合いから女性を省いて単に泊まり合いに変わり、男性も参加できるようになって、県外への研修などへと変化はしておりますが、泊まり合いという事業名はそのままで、趣旨は変わらなかったと思います。

今回、泊まりを中止にした経過と理由は、重なるかもしれませんがお尋ねします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の3番、泊まり合いを中止にした経過と理由についてお答えを致します。

これまで行ってきた泊まり合いは、1泊2日で町外に出て行き、参加者の人権意識を高めることで、課題解消のために一定の成果があったと理解しております。

しかしながら、参加者に行ったアンケート結果では、泊りの場合、子育て世代の方が参加しづらく若年層の参加者が少ないとか、ここ数年、一般参加者が固定化傾向にあるなどの課題が浮き彫りになり、どんな有意義な研修や講演会を行ったとしても、その会に参加する方が少なければその効果が半減してしまうことから、時間や場所、研修内容等の方法を見直し、より多くの方が参加しやすい環境を提供することが必要だと感じたからであります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今の答弁ですと、泊まり合いだから子どもの参加者が少ないからとか、参加者が固定化したからっていうことで、内容についてはあんまりありませんでしたが、参加者が少なくなったということでした。

私はそれまでに、婦人会の先輩たちや教員や保母さんたちなど、教員や保母さんたちは、いわれたからもう仕方なく、嫌だったけど参加したという話が多かったんですが、泊まり合いに参加した住民の多くの先輩たちの話を聞いてきました。

参加者が異口同音にいわれた内容は、参加したら、部落差別があるからそれをどう解決するかというような話で、最初から結論は決まっていたというものでした。

当時、女性泊まり合いに参加した若い人が、部落差別は昔ほどではないし、解消されつつあるというような内容を発言すると、その若い人は、泊まる部屋に帰ってからも徹底的に攻撃されて、泣きながら、翌日帰宅をしたと。このような体験談は複数あり、泊まり合いに参加をしても、絶対自分の意見はなかったという方が多かったです。

これは20数年以上前の事例ですが、私が議員になって聞いたことですが、参加者の複数の皆さんからも聞いた話ですけど、決して特別な例ではありません。

それで質問ですけど、こんな実態が7年続いていたことを、当時の担当者は把握していたと思いますか。

また、今回中止になった理由の1つに、参加者が固定化したとかそういうことが組み込まれておりましたけど、こういう問題、住民が参加しても意見がなかなかいかなかったと。そういう問題なんかも考慮されているのでしょうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

参加者の中からいろんな意見があったことは承知しております。

今回の件につきましても、答弁でも致しましたけれども、アンケート結果であるとか、やり方を変えることで参加しやすくなる環境を提供することの方がより有効だというふうに思っておりますので、何回

か継続した上でですね、この方法が良いのかどうかも含めて、また検証していきたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

女性泊まり合いの案内文書っていうのは、これはもう古くなりましたけど、今読み返しても、時代の流れ、現状と、いかにかけ離れていたかを実感するような内容です。

それなのに町の執行部っていうのは、51年間もの間、延々と続けてきたものは一体何だったんでしょうか。改めて、私は考えさせられます。

いろいろ変化をしたといいますけど、この間行政の中でですね、誰一人こういうことに疑問を抱いたりとか、意見をいう人はいなかったのでしょうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

各事業をやったあとにですね、反省会を行っております。その中で、出た意見等を集約して、次につないでいくという方法できました。

その中には当然、否定的な意見もあったでしょうし、継続するという意見もあったと思います。

それを踏まえて検証した中で、まだ事業が必要だという判断に基づいて、継続してきたというふうになっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

いろんな意見はあって、それを関係者が知ってた。それでも続けた方が良かったから51年間続いてきたということですが、現場の感覚といかにずれてたでずれてたのかなと、私の感想ですけど。

というのは、これは古い話になってますよね。今はもうだいぶ進んでまして男性も入ってますから、あんまり部落差別についての内容はぎちぎちに詰められてはなかったかもしれませんが、趣旨が残っておりますので、それなら名前を変えてやるとかいうんじゃなくて、ずっと残ってきましたから、今回、時代の流れとともにこれが中止になったということですね。

カッコ4番にいきます。

カッコ4は、人権についての町の考え方の確認のような質問です。

通告書では少し分かりづらいかと思いましたが、町のここ最近の人権に対する姿勢は評価されるものがあると思っています。

パートナーシップ制度を取り入れたのも、県下では早い方ですが、まだこの制度そのものはあまり知られてなくて、東京都の、間違ってるかもしれない、渋谷区だったと思うんですが、いち早くこの制度を取り入れておまして、また高知市も採用したことから、事務局の力を借りて内容を取り寄せてもらいました。

私が議会でパートナーシップ制度を黒潮町でも取り入れるようにという提案をしたんですが、そのときはすぐには採用にはならず、執行部で時間を費やしてからの採用でした。

少し余談ですけども、1 か月ぐらい前の高知新聞に、大月町にパートナーシップ制度を利用して移住しているカップルの記事が、連載で載っていました。

この記事を読んでたとき、私は、黒潮町での制度の導入にはそれなりの山や壁があったのに、世の中はもうここまで進んできたのかと、時代の流れのスピードの速さを実感したことでした。

また、黒潮町はパートナーシップ制度のほかに、管理職やさまざまな審議会への女性の登用なども積極的で、ジェンダー平等への姿勢が前向きだと思います。

今回の能登半島地震でも、避難所でのジェンダー問題が新聞紙上で取り上げられています。

まだまだ意思決定機関に女性の登用がないとか、男女別々なトイレや着替えの場所がないとか、さまざまありますが、これらの記事を読むにつれて、改めて黒潮町の前向きな姿勢、先進さを、私は実感しています。

今回始まった新事業、ヒューマンライツ・カフェも、町としての今の人権の考え方の続きですよ。同じ線上にあるものだと思うのですが。

その確認の質問ですが、町は人権の考え方を変えたわけじゃないですよ。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の4番、人権を中心にした考え方を変えたのかについてお答えを致します。

これまでの黒潮町の人権施策は、町人権尊重のまちづくり条例や人権施策推進基本方針、また、人権教育推進計画に沿って行ってまいりました。今後も、その方針に変更はありません。

黒潮町は2007年、平成19年4月に黒潮町人権施策推進基本方針の初版を策定していますが、そのときは7つの人権課題でありました。

その後、2020年、令和2年4月に第2次改訂を行い、犯罪被害者、インターネット、災害、性的指向、性自認の4つを追加して、現在は11の人権課題を明記しています。

先ほど議員がいわれましたが、令和4年10月からスタートしたパートナーシップ登録制度は、これらの方針に沿ったものであります。

議員ご質問のとおり、昨年実施したヒューマンライツ・カフェのチラシの中に、黒潮町では、誰もの人権が尊重される明るいまちづくりを進めて行くためにうんぬんということに記載していますが、これは、黒潮町人権施策推進基本方針に全ての人の人権が尊重される、人権文化の町づくりを目指すということを明記しており、これを引用したものであります。

従いまして、これらの人権を中心にした考え方を変更したものではございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

町のそういう方向性に向けて、今回の新しい事業を展開したし、泊まり合いは中止になったということだったんですが。

町長にお聞きします。少し長くなりますけど。

泊まり合いはですね、部落差別に対する象徴的な事業の1つだと思います。

この事業が始まった51年前には、残念なことですけど、まだまだ世の中に部落差別が残ってありました。

ですから、たちまちこの事業は県下に広がったわけです。

事業の内容には、参加した方々は、さまざまな不満があっても面と向かっては本心がいない、そんな空気が漂っている時代でした。

時代が流れて、同和事業への特別措置法、2002年に完全に措置法が出て、2002年に特別措置法が出て、同和事業は完全に終了し、全ては一般行政へと移行しました。

そのことは、部落差別というものへの時代の大きな変化を、国は法律という形で目に見えるものにして国民へ周知して、法をもって部落問題の終着点にしたと思います。

少なくとも、この法律が終了して、行政上は同和政策も、同和地区や同和住民もなくなったわけです。

繰り返しますが、国は法をもってこの問題に終止符を打って、ピリオドを打ったわけですよ。世の中は時代とともにそのことを自然に受け入れて、県内各地では泊まり合いを中止してきているのに、黒潮町だけは時代の流れからぼつんと取り残されたように、延々と51年間続けてきました。まるで何かの呪縛に縛られているかのように、行政の感覚が麻痺してるのかなと、私は常々不思議でした。あれほど人権施策の先進さを取り入れる柔軟な考え方を持っている町なのに、泊まり合いに象徴される部落差別という考え方だけが、時代の流れを見ようとしない。何かに洗脳されたままで、30年も40年も過ごしてきているのか。それとも、何か大きな力への、押されたまでいかなくても忖度でもあるのか。そのようにも考えました。

今では、部落差別という言葉も実態も、もう消えかかって、住民の間では、昔持っていたような感覚は薄れ、日常的には忘れかけて暮らしているのに、行政と一部の人だけが旗を振り続ける黒潮町の象徴の1つが、私は泊まり合いという事業だったと思っています。

今回、その泊まり合いという言葉とともに、事業が終了しました。黒潮町は今回の泊まり合い事業の中止をもって、その第一歩を踏み出したと、私は思います。後々になり、振り返って見たときに、これは町にとって大きな転換点、ターニングポイントであったと、歴史が証明してくれるほどの前進だと、私は捉えているのですが。

町長は、泊まり合いを中止した事実をどう捉えていますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

議員、調べておっしゃられたように、婦人泊まり合いで始まったのは昭和41年から、51年前に始まっております。

そのときの始まる経過というのは、そのとき、議員おっしゃられたように、まだまだ差別が厳しい時代でありました。そのときに、万行地区の婦人会と、そして浮津の婦人会が、当時、万行のお寺から集会所で初めて研修会をやった。その結果、その研修会の中で、話し合いだけでなく、やっぱりもっと深く、1泊しながら宿泊的に研修をしたらどうかというふうなことで40人が参加してやったのが、旧大方町の婦人泊まり合い研修の始まりでした。

（宮地議員から「女性泊まり合い」との発言あり）

そのときは、婦人泊まり合いでした。

その中で、感想文が今でも町史の中に出ていますので確認していただいたらいいんですけど、浮津の婦人会の方が書いた感想文を見られるとよく分かりますけれど、知らぬが仏とか、知らないのが本当に

恐ろしいこととかいうふうなことは本当だという。ここ泊まって、お互いの話をじっくりして初めて、差別に苦しむ人の気持ちとか実態とか分かった、いうふうなことが縷々（るる）書かれておりました。

そのようなことからいって、やはりの研修というのは非常に、当時の行政の大きな課題であった部落問題を解決するためには有効だということで県下に広がったのが経過でございます。

そして、時代の変遷とともに、やはり同和問題というものも同和対策事業、地域改善対策特別措置法、地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置に関する法律という3つの法律が33年間続けられて、だんだんとやっぱりその行政施策の効果が出て、やはり部落差別の問題は良くなってきて解消されつつある。これは、もう誰もが認めるところでございます。

そういう中で、泊まり合いの方の名称が変わったり、内容が変わったりしながらずっときております。

そして、黒潮町に引き継いでも続けられたのは、やはり、その効果というのはやはりあると。宮地議員がさっき一方的に批判的なご意見をおっしゃったんだと私は思ってますけれど、それとは別の、やはり最初の当時の婦人会の方がいったような、非常に研修を評価する声もありました。

そういうことを経過しながらずっと継続してきたわけでございますけれど、ちょうどコロナの時代になって、その研修で集まる機会そのものもなくなったことも踏まえて、そして、さまざまな課題も50年近くやってきましたので出てきた。

そして、最終的には、令和5年度の事業の事業計画協議というのを夏からやってるんですけど、その段階で、担当部局と私たち執行部の方で協業をするわけですね、この事業の。その事業計画協議の中で、令和5年度については泊まり合いについては一定の歴史的な目的が達成されてきたんじゃないかというふうな中で事業形態を大きく変えてきたというのが、これまでの経過でございます。

少し長くなりましたけれど、そういう経過の基に行政の方はやってまいりました。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

目的が達成されたと言われましてけど、もっと早くに本当は達成されてたんです。黒潮町だけ残ってたんですけどね。

時間がないので、次に移りたいと思います。

カッコ5に入ります。

続いて、カッコ5も町長にお尋ねします。

通告者では、町は部落民は今も存在するのかという、とても挑発的な言葉で通告しておりますが、ここでいうカッコ付きの部落民とは、旧被差別部落の部落民のことを質問しています。

今までにも何度も同じような質問をしておりまして、答弁ももらっていますが、なぜこんな質問をするかといいますと、町が、今もまだ部落差別があるといってますので、私も同じ質問が続くのですが。

町は、部落民は今も存在するとの考えなのか。

今回も答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

ここで、休憩を取ります。

休 憩 14時 26分

再 開 14時 26分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の3の5番、部落民の存在についてお答えを致します。

1969年、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定され、2002年、平成14年3月末で地域改善対策事業特別措置法が失効するまで、33年間にわたり同和地区の住環境改善や教育啓発事業などのさまざまな事業を行ってまいりました。

その間、国や県、旧大方町、旧佐賀町も対象地区と人を特定して事業を実施してまいりました。

しかし、その事業も法の失効に伴い、現在は一般対策に移行し、事業を実施する地区も人も法的にはなくなっていることは、議員ご質問のとおりであります。

国が部落差別問題の解決を国策として取り組むことを初めて確認したのが、1965年、昭和40年に出された同和対策審議会答申だといわれています。この答申の中では、事業の対象とする地区や人を同和地区や同和地区住民と記載しており、部落民という言葉が使用されたことは一度もありません。

従いまして、行政機関において、過去も現在も部落民は存在しないということになります。

その一方で、まだ集計段階ではありますが、本町が昨年12月から本年1月にかけて行った人権課題に関する住民意識調査では、部落差別問題が今も存在すると思うかとの質問に対し、あると回答した方が61.2パーセント、ないと応えた方が32.9パーセント、分からない、無回答が5.9パーセントであり、法が失効して20年以上が経過しているにもかかわらず、いまだ3分の2の人々の心の中に部落差別問題が残っているということが浮き彫りになっています。

これまでのさまざまな事業により差別解消に向けて大きく前進はしていますが、部落差別問題が完全に解消されたかといえば、そうとはいえない現実があり、そのことを踏まえて、2016年、平成28年に部落差別解消推進法が制定されました。

過去33年間にわたり実施してきた同和対策事業は、場所と人を特定して実施してきた経過があります。従いまして、事業の対象であった地区、または被差別の立場にあった方は、今も存在するとの認識であります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

事業の対象だったところは今もあるし、そういう人もいるという答弁でしたね。

私はね、もちろん部落民というのは存在はもうしないと、はっきりしたそういう考えを持っていつも質問をしてきましたし、その理由も何度もいつてきました。

そして、このことも何度もいつてきたんですが、部落という差別は封建制度のときに作られた差別であって、部落民とは旧身分制度の歴史的な残存物、残りもんですね。なんですよ。現在は、そんなような制度はもちろんありません。

私は、この歴史的な事実と真正面から向き合って、封建制の残存物である、旧身分制度へのこだわりから解放される。この原点に立つべきであって、繰り返しその質問をしています。

これも確認ですが、町は、部落差別が旧身分制度の残存物だと、そういう認識の基で動いているのでし

ようか。

これも課長の答弁ですか、町長ですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

大事なところは、大体課長が先ほど答弁した中に入ってると思うんですけど、まずは言葉の定義から入れなければならないと思ってます。

部落差別とは何なのか、同和問題とは何なのか、同和地区というのは何なのか。これは行政的な定義がしっかりしてなければ、議論がよく分からない。ばらばらになって、質問と答弁が非常に食い違っていつて分からなくなる問題ですけれど。

まず、国がその定義をしているものというのは、1965年、昭和40年に出された同和对策審議会答申しかありません。そのときに書かれてるのが、確かに歴史的なところもありますけれど、身分的、社会的に極めて不利な条件に置かれている、差別されてきた状況に置かれている地区があって、そして、その地区については、いわゆる日本国憲法で保障されている市民的権利と自由が完全に保証されてない問題があると。これは、同和問題というのは観念の亡霊ではないというふうに書き方もしてあるわけですけど、実在すると。

どういう権利が奪われているか、完全に保障されてないかという、居住の自由、教育の機会均等、就職の機会均等、結婚の自由。これら市民的権利が完全保障されてないのが同和問題である、というふうな定義があるんですね。

そして、それが2002年の33年の法が続いたあとに、さあ、ここから全てなくなりましたということに、残念ながらならなかった。だから、2016年に法が切れたあとに、14年して部落差別解消推進法ができたというふうな流れになっております。

だから、定義をしっかりとらえないとなかなか答弁もしづらいし、こう聞く方も分かりにくい条文になると思うんですけど。

繰り返しますと、やっぱり定義というのは同対審答申にあるわけですが、まだまだ町としては、残念ながら部落差別そのものが全て解決された状況にはないというふうな認識でおります。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私はね、今聞いたのは、部落差別は完全になくなったと思いますかって聞いてるんじゃないくて、部落差別っていう制度は旧身分制度のせい、差別で、それはそのまま残されて、今町長がいわれたようにいろんな権利が、教育機会均等を奪われたとか、住居の変更を奪われたとかそういうことがありましたけど、それは全部法で今は解消されてましてね。

それから、必ず2016年の部落差別解消法のことが出ますけど、それはもう定義として部落差別っていうのは書いてない、できないんです。今、そういう流れがあるわけですから、そういう基で私は質問をするわけです。

その中で今聞いたのは、この部落差別という差別は旧身分制度に作られた差別だと私は思うんですけど、と思うというより、旧身分制度のときに作られたのがそのまま残されてるわけですけど、町としてはそう

いう身分制度の残存物がありますかって聞いているわけですが。

それについての、簡単でいいですから、その答えをお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

旧身分制度の残存物という表現が全てをうまく説明してるかということ、妙によく全てを説明し切ってないような感じもするんですけど。

そういう歴史の中で、やはり社会的、市民的権利を奪われた事実もあった、同対審答申に書かれてることですから。

問題は、今でも差別に苦しんでる人がおるということですね。定義の非常に難しい中で、定義というのが、旧身分差別の定義、同対審答申をよく読むと分かるんですけど、そういう定義とかは経過の中では書かれているけれど、本当の定義というのは先ほど私が申した市民的権利、自由が完全に保障されてないということになってますので、答弁としてはこういうような形になります。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

ここで止まっているわけにいかないんですけどね。

その市民的な権利が保障されてなかったっていうのは、もう終わってるわけですよ。2002年でね。

だから、そこへ入るとそれこそ定義が狂ってきますけど。

じゃあ、今の町長の話をまとめますと、部落差別というのは封建制度の残存物ではないと。旧身分制度のものじゃない、という解釈ですよ。

そういうことですね。それでいいですか。違います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

じゃあ、もう少し答弁を続けていきたいと思います。

その身分制度のことも確かに同対審答申に書かれてますので、全くそのことが原因じゃないという否定もしないんですけど。

そういう身分制度の中でも、さまざまな層というか、就労の層というか、いうのがあるわけでございます。その歴史的な事実がないというわけではないです。

それでよろしいでしょうか。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

町長もね、前の答弁では、部落差別は歴史的な制度だと、そういうふうにいわれているんですよ。

次に進まないと話が、8分ですからあとね。

ほんで、私は部落差別は歴史の残存物だと。いつまでも続くもんじゃないと思っております。

そして、部落差別はもう一つ特徴があるんですけど、この特徴についてちょっとお話しますけど。

部落差別は、男女差別とか民族差別などと、根本的な違いがありますよね。このことも議会で何度もいってきたんですが、男女の違い、これはLGBT問題で性自認の問題とは違ってですね、体そのもののつくりが違ってる男女のことですけど。男女の違いは、時代が変わろうが、どういう制度が変わろうが、なくなる違いではありません。

民族問題も同じです。時代がどう変わろうが、それぞれの違いがなくなる。それぞれ違いが、なくなる差別ですよ。

そんな差別の解消は、その違いをお互いが認め合うこと、違いを認めるということこそが人権の尊重であって、差別の解消だと思うんです。

私は北海道で36年間暮らしてましたから、そこではアイヌ差別があったんですけど。アイヌの人たちは、今も自分の権利を主張してですね、差別に立ち向かっておりますが、部落差別と根本的にここは違いますね。部落民と先住民、部落差別と民族差別との根本的な違いは、なくなる差別と、もう時代とともになくなる差別と、根本的な違いがあると思うんですが、町長はこの違いをお認めになりますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

部落差別というのは確かに民族差別とか、性的な男女の差別とか、そういうものとは違って、日本固有の問題です。その部分は確かに、先ほど議員が質問でおっしゃられたような歴史的な部分がかかってこようかと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

歴史的、そういった点では歴史的なのをはかっていると。歴史とは違うとはまた思うんですけども。

町はですね、理屈はいろいろあっても、先ほどからずっといわれてますけど現実の差別は依然として残っていると。なくなっていないとか、形を変えて根強く残っているとかな、そういう論理からいつまでたっても変わらないんですが、町民にとっては、それは私らにとっても残念なことだと思います。

先ほどですねアンケートの結果をいわれました。部落差別があるっていう人が61.2パーセント、ないと思ってる人が32.9パーセント。その心の問題と、いつまでも差別がどこかにあると、心の問題と実態との違いというのがあるんで、それはまた実態との違いをあとでいいますけども。そういうふうに差別が残ってるというのは、私は差別拡大論であって、実態に基づいてない話だと思うんですね。今いったように、その心の問題とは違いますので。

その実態というのは、令和2年の12月議会で私が質問したんですが、県の人権委員会の調査結果を紹介しております。県が令和3年に出した資料ですが、同和問題に関する差別事件の受け付けが、令和2年度は発言、落書き、ネットの3点とも、1件ずつです。平成30年度から令和2年までの3年間で、差別事件の受け付け件数の合計は7件です。ですから心の問題と、実際にそういう差別があったのかということは違うわけです。

心で思うことはみんなありますから、いろいろ、部落差別に限らず、あの人は嫌だとか、これは嫌いだとか、ああいうことは賛成だとか、町やってることには反対だとかいろいろあるわけですから、それと実

態とをかけ離して考えていかなきゃならないと思うんですが。

こういう実態がある。差別事象はもうほとんどないと。こういう事象がある。この部落差別という差別は、実態の差別はもうほぼ解消してるという証ではないかと、私は思います。もう日常的に、頻繁にあるものではない。そういう証拠ですよ。

この数字も含めてですが、現実をよく見ますと、町長にお聞きしますけど、部落差別は許されないものとして、住民の大半の方はその不当性を分かっている、認めている、認識しているんだと思うんです。

町は、いつまでも差別がある差別があるっていいますが、住民の大半の方は、その不当性を認識していないから、先ほどの数字が出ましたけど、部落差別というものは許されないものだということを大半の方が、その不当性を認識していないとの考えですか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

町民の方の認識というのは、今までのアンケートを見ても、多くの方は、それは許されないものと認識はされてるんじゃないかと思います。

今まとめているアンケートの状況もまだ、新たに確認していく必要があると思うんですけど、そういう状況にはあると思います。

ただ、差別に苦しんでる方が全くないかという、そうではないと思います。

差別事象というのは、件数で表れるのは本当に氷山の一角の場合が、今までの経験から見てもですねありますので、差別事象、発言の数が少ないのは、それで全てであるというふうに私は認識してないです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

町民のほとんどは、部落差別っていうのは許されないもんだと認識してるというふうに、町長いわれました。で、それでも差別はあるんだと。

町としてはですね、じゃあどのようになれば部落差別が解消されたと判断するんでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしたいと思います。

先ほど、冒頭にいいました同対審答申の定義されてる市民的権利が完全保障されて、そして差別に苦しむ人がなくなった状況が解消された、状況だと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

市民的権利は保障されてるじゃないですか。憲法の下に保障されてまして、今、一定の地域の人だけが

はく奪されてるとかね、就職の理由がないとかね、住居の変更ができないとか、そういうことはもう実際ないじゃないですか、ね。

それは置いといてですね、部落差別がね、もう1回聞きますけど、どのようになれば解消されたと判断しますか。

もう1回、すみませんけどお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

繰り返し答弁させていただきます。

先ほど申しました市民的権利、そして自由が完全保障されて、それで苦しむ人がなくなった状況。

そしてもっといえば、国が、部落差別があるから法律作ってるの2016年。なかったらこんな法律できないんですから。町だけがいつてるわけじゃなくて、国レベルで部落差別があるので部落差別解消推進法を作ったわけですから、作らざるを得なかったわけですから。

その法律、国の法律そのものがもうなくなった、全て解消されたというふうになれば、解消されたといわれるんじゃないかと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

市民的権利はね、保障されてるのにおかしいことというなど、私は思いますけども。

差別はね、残るんです、あるんです。ゼロになることが、私は解消じゃないし、ゼロになることを求めるものでもないと思います。

この点も何度もいっておりますが、先ほどいったように差別は住民の大半の方がですね、周りの人たちが部落差別は許されないもんだと。そういう不当性を認識して、差別してしてる人がいたら、そんなことはしたらいかんと。これはおかしいと。そういう状況ができてきたら、これは差別の解消だと思います。

そういうふうにして全体が、差別があるのはゼロじゃないんですから。部落差別だけじゃなくていろんな差別が今もありますので、それは、みんながそういうことをしちやいけないんだというのが人権課題を追求してる内容だと思うんですね。人権課題ずっとやってますけど、そういうことの延長線だと思うんです。

1分なっちゃった。

部落差別は古い歴史が作った残存物です。私はそう思います。時代が変わればなくなっていく差別です。今もなお、差別は存在するとの声はもちろんあるんですが、これは一部残っているに過ぎない。

部落差別についてはこれまで何度もいってきましたが、もう国の特別措置法が終わったことで、同和地区も存在しないし、同和住民もおりません。

時間がありませんから、もう質問はできないんですけど、今回、部落差別があるからとの考えで51年間続けられた泊まり合いが中止になったことは、私は、町の人権政策の大きな転換点だと思います。

これからもですね、そういう前向きな人権政策を持って、歴史の残存物に取りつかれるんじゃなくて、住民が、もうそういうことは駄目なんだよと思ってるんですから、住民の心に寄り添ってですね、人権課題を一生懸命前へ向けて進めていってほしいと思います。

私の質問をこれで終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩致します。

休 憩 14時 48分

再 開 15時 05分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

先日、黒潮町では、若年性認知症フォーラム in 黒潮町が開催され、町内外から100名を超える方々の参加がありました。その中で、宮城県仙台市からは、39歳で若年性認知症と診断された丹野智文さんと、南州市からは42歳で若年性認知症と診断された山中しのぶさんを迎え、フリートークも含め講演をされていました。

お2人は、現在も当事者として発信しながら、認知症への理解を深化させ、認知症の方々をも力づけながら、全国を駆け回っています。

そのイベントの中で、地震を防げないように、認知症も予防はできない。だから、認知症になったときのために備えが必要だと、力強くいわれた言葉が印象的でした。その備えとは、困ったときに助けてもらえるような人間関係をつくっておくこと。支え合い等の仕組みを作っておくこと。今であれば、元気なうちからスマホなど、便利なデジタル系に慣れておくこと、などです。防災と同じように備えが必要なのだ、改めて考え直すことができました。

本日はその備えをテーマとして置き、通告書に基づき、地域包括ケアシステムについて質問をさせていただきます。

福祉課題がより複合化している現在は、地域包括ケアシステムの構築については、推進とともに進化、さらに深めていくという方向で動いています。

まず初めに、私たち、特に高齢期に向かう年齢の者たちは、地域包括ケアシステムの仕組みの中で、一定の暮らしが行われています。子どもから若い世代は支え手として、中高年層は若者や高齢者をそれぞれの形で支えながら、医療や介護を必要とする状況になれば、必要なサービスにつながっていきます。

まずは、黒潮町で構築されている黒潮町版地域包括ケアシステムの中の医療体制について問います。

カッコ1、住み慣れた地域で最期まで暮らすために必要な仕組みの中で、医療体制の構築、医療機関との連携は必須であります。町内にある民間の医療機関との協議は継続されているか、問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは濱村議員の1の1番、民間医療機関との協議についてお答えを致します。

住み慣れた地域で最期まで暮らすためには、まず自らが病気にかからないために、自己の健康管理を行うことが大切です。

また、仮に病気にかかったとしても、早期発見、早期治療を行うことが重症化を予防することができ、そ

のためには、直診だけではなく民間の医療機関の皆さんとの連携は重要だと考えています。

しかしながら、これまで医療の分野においては、町内の民間医療機関の方々と協議、連携する機会は少なかったように思います。そんな状況の下、本議会に提案しています黒潮町地域医療審議会設置条例は、本町の医療体制や地域医療について協議するため、新たに審議会として設置するものであります。審議会の委員は15名以内を予定しており、その委員には町内の民間医療機関の代表の方にも委員になっていただく予定であります。

従いまして、今後は黒潮町版地域包括ケアシステムとの整合性を図りながら、この審議会を通して、これまで以上に連携を図っていきたいと考えています。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

ただ今答弁いただきました中にありました地域医療審議会というものが、地域包括ケアシステムと連動して、整合性を持って推進されるという点では、安心を致します。

質問のところにありましたように、以前、民間の医療機関との協議、一度開催をしたと思うんですが、その後の継続についてはいかがですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

今現在、黒潮町医療計画というのを作っておりまして、大詰めになっております。その中でも民間医療機関との連携はうたっておりますが、答弁でも申しましたとおり、これまで、町内の民間医療機関の先生方との連携というのは、確かに少なかったように思いますので。

ただ、介護保険分野において包括の中においては連携協議は進めてきたと思いますけれども、医療の分野においてはその機会が少なかったように思うので、今後はその立ち上がる審議会をもって、連携を進めていきたいということになります。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

今、課長の答弁にありました、医療計画はいつごろ完成予定かということをお聞きします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

本議会に提案しております、審議会の設置条例、これをお認めいただいたあとにですね、早急に4月に第1回の会合をもてたらいいなと思って作業を進めております。

その中で、今現在作成中の医療計画を提案してもらって審議していただくという予定でおりますので、第1回目を4月に行って、委員の皆さんにご検討願いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

医療計画はもう既に先に仕上がっていくものかなと思っていましたけど、これからこの審議会を通して計画が立てられていくということなので、またその進捗については、私も追跡をして勉強していきたいと思います。

次の質問に移ります。

カッコ2、訪問診療について、連携を図るために医療機関との協議はしていますか。

問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは濱村議員の1の2番、訪問診療に係る医療機関との協議についてお答えを致します。

現在、黒潮町内の医療機関で訪問診療を行っているのは、佐賀診療所と直診の拳ノ川診療所の2施設だけで、大方地域で行っている施設はありません。しかしながら、お隣の四万十市や四万十町の医療機関にかかっている方の中には、大方、佐賀地域に限らず、訪問診療を利用されている方はおられるようであります。

訪問診療を実施している2施設のうち、佐賀診療所の訪問診療は、毎週水曜日に精神科の医師が宿毛市の聖ヶ丘病院の訪問看護ステーションのサテライトである、であいと連携しながら行っています。

また、直診の拳ノ川診療所の訪問診療は、あらかじめ、患者さんごとに診療計画を立てて行っております。大方地域につきましては、現在作成中の医療計画を作成する際に2つのクリニックに確認しましたが、現時点では行っていないとの報告を受けております。

いずれに致しましても、現時点では、訪問診療に関する医療機関との協議は進んでいないのが現状であります。しかしながら、町民の方で町外の医療機関の訪問診療を利用されている方はおられますので、ニーズはあるものと思っております。

従いまして、本件につきましては、黒潮町版地域包括ケアシステムとの整合性を図りながら、今後立ち上げを予定している黒潮町地域医療審議会において協議することになると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

訪問診療については、直診のみの実施、また、佐賀診療所の週1回の訪問看護との連携で実施されているということでした。

大方地域でも、近隣市町村から往診といたしますか訪問診療を受けていると思うんですが、やはり終末期に入ると通院が負担になってきます。自宅で看取りをしている場合には、そういう訪問診療の制度がないと、なかなか自宅で最期の看取りをするということは大変になってくると思うんですね。

地域包括ケアシステムというのは、1日でも長く住み慣れたところ自分の望むところで暮らしていくためのシステムといたしますか仕組みづくりですので、やはり今、佐賀地域のみにもし、そういう診療体制が整っているのであれば、大方地域にもそういう診療体制が持てるように、またそこは把握をしておくべ

きではないかというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

民間の2つのクリニックにつきましては、現時点ではやっていない。今後については未定だというふうにお聞きをしております。今現在行っている佐賀地域の佐賀診療所と拳ノ川診療所については、医療計画を立てながらやっております。

このあとの質問にもちょっと関係してくる部分はありますけれども、訪問診療を行うとすね、医療 Maas（マース）とかっていう、その医療カーが必要であったり、また、オンラインに必要な電子機器等もありますので、まずその民間の医療機関、大方地域で今現在行っておる民間の医療機関の方と協議することが先決だというふうに思っておりますので、その協議については、先ほどから申し上げております医療審議会等について協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

課長の答弁の中では、医療審議会において協議をしていくということで、それは大切なことであると思っておりますが、協議に当たっての事前のその実態というのを把握されていますでしょうか。

大方地区の方がどれだけの訪問診療を近隣から受けているとか、佐賀地域の方がどれだけ受けているという、実態は把握しておいででしょうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

実施している佐賀地域の2施設につきましては、佐賀診療所は現在、対象者は3名、拳ノ川診療所が2名であります。黒潮町内は5名ってことにはなりますけれども。大方地域はやってないということなので、大方地域の人数は把握しておりませんが、四万十市等の医療機関の訪問診療は受けてる方がおられますので、先ほども答弁しましたが、ニーズはあるんだろうということは理解していますが、町全体での程度かという数値は、すみません、把握はできておりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

佐賀地域で合計5名、大方の方はちょっと人数が把握できてないということなんですけど、やはりそこを正確に把握をして、ニーズがこうあります、現状こうですっていうことのデータが手元にないと、なかなか適切な協議には至らないんじゃないかというふうに思います。

その病院側からのニーズではなく、住民側からのニーズとしての把握の仕方といいますか、そういう制度を使っていることの実態を、やはり正確に把握しておく必要があるのではないかと思います。住民レ

ベルで見ても、あ、あの方、訪問診療を受けて看取りをされているなっていうのは把握できるぐらいですので、もうちょっとこう、住民のニーズっていうのをきちんと把握しておいた方がいいと思うんですが。その点について、審議会で協議する前にきちんと実態把握といいますか、そういう現状をしっかりと把握をしていただきたいというふうに思います。

カッコ3の質問に移ります。

カッコ3、オンライン診療の推進について進捗はあるか問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは濱村議員の1の3番、オンライン診療の進捗についてお答えを致します。

黒潮町では、医療資源の乏しいハンディキャップを克服するため、情報通信技術を搭載した車両による移動医療支援サービス、通称、医療Maas（マース）ともいいますが、町内の各施設で活用し、あったかふれあいセンターなどと連携する形で、移動手段を持たない高齢者等の通院手段の負担軽減と患者さんの利便性の向上を図ることを目的に、オンライン診療を普及させたいと考えています。

また、将来的には、南海トラフ地震が発生した際にこの医療Maas（マース）を活用し、避難所等において災害協定を結んでいる川崎医大などの専門医によるオンライン診療が受けられるような体制も整備していきたいと考えているところであります。

議員ご質問のオンライン診療の進捗につきましては、現在、町内でオンライン診療を行っている医療機関はありませんので、現時点で進捗がどの程度だという段階ではないと考えております。

しかしながら、昨年、拳ノ川診療所の澤田医師がオンライン診療認定医の資格を取得されたことを受け、拳ノ川診療所も四国厚生支局に対しオンライン診療の施設基準の届出を行いましたので、今年から拳ノ川診療所において、役場職員やその家族の方を対象に実証実験をスタートさせています。既に複数の方に関心を示していただいております。初診時に必要となる診療所における対面での診療を受け、オンライン診療の同意をいただいた方がおられます。

いずれにしても、現時点では進捗がどの程度だという段階ではありませんので、拳ノ川診療所で行っている実証実験の結果を踏まえた上で、本格導入について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

去年の7月の下旬に、オンライン診療のための機材搭載の車両を見学させていただきました。その後、導入の方向に進んでいるのかっていうのが気になったことと。

あと、その今いわれた拳ノ川診療所でのオンライン診療の形については、ドクターがその車に乗っていく、その患者さんの元に行くのは、誰を設定しているのかというイメージはあるものなんですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

誰が乗って行くのか。今現在、想定しているのは、医療Maas（マース）という医療機器を搭載した移動車両ですね。それは看護師、あるいは保健師の方が運転をして、患者さんのところに向いていく。で、

医師は拳ノ川診療所にとどまって、オンライン回線によって患者さんと医師とを結ぶというのが、現在、計画導入を検討している段階であります。

それで、拳ノ川診療所で現在やってますのは、その医療の車がありませんので、役場職員またはその家族の方はスマホお持ちですので、スマホを介して映像が映りますので、拳ノ川診療所における医師とその患者さんとの間を結ぶというので、医療カーではないオンライン診療ということを、今現在、実証実験をやっているところであります。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

また、これからいろいろ改良の余地といたしますか、その体制についてはそれがベストかどうかというのをやりながら実証実験の中で変化していくものだと思うんですけども。

宿毛市の病院なんかは、軽自動車搭載の車両になってまして、それを看護師がその患者さんのご自宅まで行って、状況を聞きながらオンラインを通じて病院にいるドクターと状況のやりとりをするっていう体制を整えているのを聞いていますし、この間テレビでも取り上げられていましたが、そのようなイメージをしていましたけど。

その患者がスマホを持っていて、それを通じてっていうのが、ちょっと大丈夫なのかというふうに。現状、やっぱりその患者さんを看護師が見に行く、保健師さんが見に行くっていう状況の中で、オンライン診療が執り行われないとちょっと心配な気もしますが。

その点は問題ないでしょうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません。先ほどの説明不足の点がありました。

スマホの部分については、初診はどうしても対面の初診が必要となりますので、そこは実際に医師と患者さんが対面による診察をして、一定その症状等が固定している分については、スマホ等のやりとりでお医者さんと患者さんをつなぐということになりますけれども。

町が今現在ちょっと検討してるのは、先ほど議員がいわれた宿毛市の大井田病院がその医療 Maas(マース)を導入して、今、訪問診療をやっております。それには看護師等が運転をしていって、病院に残っておる医師と結んでやるというやり方ですけれども。黒潮町においてもですね、この医療 Maas(マース)を導入するかどうかは、現在検討中ではありますけれども、そういう医療機器等を活用した方法ができないか、現在、検討しているところであります。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

これから、その体制が整っていくことと思います。

先ほど課長もいわれましたように、災害時にもその診療機材の車両は役立つと思いますし、どうしてもこの黒潮町は、なかなか支援が届きにくい場所でもあるので、そういうオンラインさえ復活できれば、そ

ういう機能も有効活用できるかと思ひます。これからの期待によるところだと思ひます。

カッコ4の質問に移ります。

カッコ4、在宅生活の中で、高齢者や障がい者への服薬管理の取り組み状況や、今後の計画はどのようになっているか問ひます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、高齢者、障害者への服薬管理の取り組み状況や今後の計画はのご質問にお答え致します。

支援が必要な高齢者や障害者が在宅で生活をする上で、服薬は大事な要素の1つであると考えております。

現在、在宅における服薬管理は、本人または家族によって行われております。しかし、通院が困難な場合や、管理が難しい場合などの事情があり医師が訪問の必要性を認めた場合は、薬剤師の訪問が可能となり、医療保険または介護保険で対応することとなります。

また、看護師による訪問看護でも対応する場合もございます。在宅での服薬管理は、医師の指示が必要となりますので、管理が難しいなどの場合は、医師や薬剤師にご相談いただきたいと思います。本人や家族が医師や薬剤師に相談することが難しい場合や、専門職が関わる中で在宅での服薬について気になる方がいる場合は、専門職から調剤薬局に相談をする体制が構築をされております。

医療専門職や介護専門職、地域包括支援センターなどにご相談いただくことで、服薬管理の課題に対応することができます。今後もこの体制を利用していくことで、住民の皆さまが困らないようにしていきたいと考えております。そのため、町独自の計画を作成する予定はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

お薬に関してのみの特別な計画はないという答弁をいただきました。

お薬に関しては、介護保険が絡んでいればそちらで、医療保険が絡んでいればそちらでということで、そのお薬はすごく効き目がある場合もありますが、違うところに作用をしてしまつて、それを服用始めたことによつて、がらりと身体状況が変わつてしまったというケースをこれまでも何件か見てきました。

そのようなときに、なかなか、住民は直接その処方して下さつたドクターに相談しにくいということもあります。以前、医療の適正化事業の中で、薬剤師の訪問指導がありました。そのときには、やっぱりこう重なつてお薬をこれ1つ除けようかとか、飲み残しがあつたら、それもちよつと次調節しようかというふうに、医療費の適正化と同時に、住民の方の健康管理につながつていたように思ひます。

なので、たかがお薬かもしれませぬけど、やはりこのお薬の管理をきちんと。困つたときには、先ほども専門職や地域包括支援センターに相談をということでした。調剤薬局にも相談できるということなので、そこをきつちり住民の方に周知というか理解ができていたら、安心してお薬も飲めますし、その後の治療もスムーズにいくのではないかとこのように思ひます。

特にお薬の飲み残しについては非常に多くて、毎回決まつたように処方をしてしまつて、飲んでいないとか使つていないというものが、自宅に蓄積されていくつていうことがあります。町としてはジェネ

リックの方向性で進んでいたとしても、そのお薬が飲み残されたりとか廃棄をされていたりしたら、もうそっちの方が無駄な取り組みにつながってしまいます。ただでさえ医療費っていうのは本当に膨大になってきて大変なところなのですが、本当に医療が必要な人に医療が届くように、そこらへの啓発といえますか、そういうのはしていきたいと思っておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

住民の皆さんへの啓発ですけれども、ケアマネさん等が付いている方については、ケアマネさんの方からお話をさせていただけるかというふうに思います。また、あったかふれあいセンターを利用している場合には、また、あったかふれあいセンターの職員さん等からお声掛け等いただけるのかというふうに思いますけれども。

それにつきましては、保健師それから地域包括支援センターの職員や社協、それから、あとはあったかふれあいセンターの職員さんで、月に1回、支援会議等を行っておりますので、そういったところでまたみんなで情報を共有をしまして、住民さんに周知をしていければというふうにも思っております。

また、広く住民さんに啓発等も必要だというふうにも思いますので、広報であるとか、またチラシであるとか、そういったところで対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

町の保健師さん等が本当に相談に乗ってもらえるようであれば、その方が一番安心すると思います。

あったかふれあいセンターの職員は、拠点6か所を見ても医療の専門職っていうのはほぼ配置をされていません。なので、お薬に関して、中途半端な助言や啓発等がなかなか、こうしてはいけないと思っておりますので、そこがちょっと保健師さんのお力が必要なところかと思っておりますので、今後も、あったかを利用してくださる住民の方については、その保健師さんとセットで何かこう啓発をしていただけたらというふうに思います。

これまでの4つの質問では、やはり医療と行政の連携というか、仕組みづくりについての形がすごくこう、きっちりしてないと整っていかないなといった部分でありました。

カッコ5の質問に移ります。

カッコ5、この4月からの介護報酬改定では、訪問介護のみ報酬が下がる改定になっています。黒潮町の地理的環境、燃料費高騰、人材不足の情勢下においては、町内はもとより、助けてもらっている近隣市町の訪問介護事業所の経営は厳しくなる一方です。

訪問介護事業所確保のための支援は考えているか、問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、訪問介護事業所確保のための支援は考えているかのご質問にお答え致します。

訪問介護につきましては、議員いわれますとおり、介護報酬が下がることとなっております。当町には、

訪問介護事業所は社会福祉協議会が運営する1事業者のみとなっており、訪問介護事業所の運営に今回の報酬改定の減額がどこまで影響するのかは、今後、確認していく必要もございます。

しかし、基本報酬は下がりますが、各種加算が見直されており、要件に該当していれば報酬が上がる可能性もございます。町民の皆さまが住み慣れた地域で暮らし続けるために訪問介護サービスは必要不可欠であることは認識をしておりますが、介護サービス事業所は介護報酬で運営していくものとなっておりますので、町からの支援ではなく、介護サービス事業所としての自立した運営、及び経営をお願いしたいと思います。

次年度からの介護報酬改定については、事業所としても情報収集をしていただきたいと思っておりますし、また、今後、県の説明会の日程等の情報は随時、事業所にも提供をしていくことで、町としての支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

先ほどの答弁の中で、報酬は下がったけれども加算の面で上がっているというのは、確かに処遇改善加算は上がっています。

けれども、処遇改善加算というのは、本人に対して支払われる給与においてのみです。ほかに流用することはできず。なので、事業所の運営という面においては厳しさを増す一方です。ガソリン代の高騰や人材不足というところも、どうしても解消し切れないんですよ。

令和5年の8月30日に開催された厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会の資料の中では、2022年度の時点で訪問介護員の有効求人倍率は15.53倍、介護施設の職員は3.79倍ということで、この数字を見ても、訪問介護員が不足していることは読み取れます。

そして、8割の事業所が訪問介護員の人手不足を感じていると示されています。

そして、さらに現在、そのたった町内に1か所ある事業者にも聞き取りをすると、非常に厳しいですという回答があります。

今後の情勢を見ていく中で、やはりもう、これからちょっと早めに、もう既に大変な状況になっているということなので、町内の訪問介護が受けられなくなったら、介護事業所がなくなったら、きっと隣の市町村からも来にくくなると思います。

課長に以前に聞いたときには、その町内ニーズの73.5パーセントを社協の事業所が担ってくれているということですので、そこがもう閉鎖になるということになれば、なかなか在宅生活の継続が厳しくなってくる人が増えるのではないかというふうに思っています。

そして、もう一つ問題は、やはり現在従事して下さっている介護訪問員も高齢化しているということで、今後さらに厳しさが増してくるということです。町内のその事業所を何とか確保していただきたいと思っているんですけど。

それと、第9期の介護保険の計画の中で、向こう3年間は給付費が5,300万円からやっぱり5,000万円台を下がることはないですね、訪問介護事業の給付費が。ということは、人口減ですごく人は減っているのに、給付費が変わらないって。まして増えるってなったら、それだけの労力を要することなので、人材の確保が本当に大変な課題になってくるのではないかというふうに推測ができます。

その件については、どのように見通しを立てておりますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

議員先ほどいわれた加算のところですけども、当町は全体が過疎地域ということですので、さまざまな加算が該当するのではないかというふうに考えております。ただ、それがですね、まだ県の方の説明がありませんので、明日だったというふうに思っているんですけども、それを聞いてみないとちょっと分からないというところもありまして、その加算が取れる部分についてはしっかりと加算を取っていただいて、介護報酬を事業所の運営の方に充てていただきたいというふうに考えております。

また、人材不足のところですけども、こちらの方は7、8年前からもう最優先の課題であるというふうに、町としては捉えております。事業所側の方にも話をしながらこの4年間、有資格者の育成に努めてきましたけれども、なかなか町内事業所への人材確保にはつながらなかったという現状がございます。が、今後も、その資格を取りたいという人たちのニーズ、また、町内の人材の状況等も確認をしながら、必要な事業を実施していきたいというふうに考えております。

ただ、これにつきましては財源が伴いますので、また事業計画協議等で協議を上げていながら、適切な事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

訪問介護事業所の確保、数年前までは大方と佐賀にそれぞれあったんですけども1つに統合したという経緯もありますし、ますますその事業所が遠くなったり、1つになってしまうと厳しさも増してくるんですが、今後、やっぱり何らかの戦略を打って、この人材確保っていうところ、特に在宅サービスを提供する人材の確保は力を入れていった方がいいのではないかというふうに思います。

全て行政がお金を出して、ということも望んでもおりません。やっぱり住民の意識とか、私たちにできることは私たちがやっぱりみんなで知恵を出し合って、力を出し合っていくというところで、乗り切れたらというふうに思っています。

次、カッコ6の質問に移ります。

カッコ6、今年度以降の事業で、若者の居場所づくり、高齢者の居場所づくりにおいて、住民主体の活動ができる仕掛け、戦略はあるか問います。

今年度以降というのも、すみません、この令和6年という捉え方で大丈夫です。

お願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、居場所づくりにおいての住民主体の活動ができる仕掛けはあるかのご質問にお答えを致します。

今年度より事業を開始をしました重層的支援体制整備事業は、年齢を問わない包括的な相談支援、社会参加支援、そして地域づくり、居場所づくりを行うことが主な事業内容となっております。

若者、高齢者、いずれにも適当な居場所というのはなかなか難しく、年代が異なれば、趣味や嗜好、価値観等が異なります。

今年度策定しております第7期黒潮町障がい児計画において、発達障害などを抱えた子どもの居場所づくりを、関係機関や地域とともにつくっていくことを明記する予定となっております。また、第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を評価する子ども子育て支援会議でも、同様の意見は出されております。

新たな集いの場として検討している中の1つをご紹介しますと、高齢者、特に当町で課題と考えているのは、比較的若い世代、60代から70代の男性高齢者の集える場所がないことで、現在、コンピュータゲームやビデオゲームを使ったスポーツ競技であるeスポーツを用いて、フレイル予防教室を開催することができないかということを検討しております。新しい取り組みですので、当初は行政主導となると考えておりますが、ゆくゆくは地域のみでも実施できる内容としていく方向で考えております。

これまで、介護保険制度、障害福祉の制度など、制度に沿ったサービスの事業展開となっておりますが、重層的支援体制整備事業により制度のすき間の方たちへの支援が事業として可能となりましたので、さまざまな居場所づくりは必要と考えております。地域の皆さんや関係機関と協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

最初は行政が主導をしても、そのうち地域での仕組みに変えていくという方向性があるのは、これからの在り方としてすごくいいことだというふうに思っています。

やはりいつも身近にいるのは地域の方で、たまにこう、行政やあったかふれあいセンターの職員が訪問をするよりも、ずっと日々の声掛けや見守りにつながっていくと思いますし、地域の中でのつながり、本当にこれから大事だと思います。

その居場所づくりの1つとして、高齢者の居場所づくりとしてなんですけど、2月14日に高知県知事の記者会見の中で、令和6年度の説明の中であったかふれあいセンターに介護事業を、との説明があったので、私もちょっと慌てて、どういうことかなと思って担当課に問い合わせをしました。

すると、先日の新聞記事にもありましたように通所介護事業所が充実されない地域に、あったかふれあいセンターにも専門職を配置し、試験的に1か所だけ実施する予定との説明がありました。黒潮町のあったかふれあいセンター6か所は、もう10年前ごろから既に専門職を雇用してまして、その介護保険のデイサービスの隙間埋めとして、認知症のある方や障がいのある方も受け入れておりましたし、既に黒潮町が実施していることだなというふうに思いました。

デイサービスとのさび分けもきちんとしないといけないので、介護の提供ということはしてないですけど、見守りであったり生活支援であったりということはもう既にできているので、ちょっとそこは県が今後どういうふうに進めていくか、ちょっと分からないんですけど。やっぱりあったかふれあいセンターの事業はここ10数年、黒潮町でも取り組んできましたけども、高齢者が集える場所っていう感覚はもう払拭しないといけないというふうに思います。高齢者も集いながら、そこで若者たちと交流しながら元気をもらうとか、何かこう、高齢者の主体になって何かをしていく、自分たちでできることをしていく。決して受け身で利用しないっていう方向にこう変わりつつあると思うんですね。そういうときに、あったかの事

業も活用しながら、機能も活用しながら、その地域が主体となることができる取り組みっていうのが今回、大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

町は今現在、地域で主に取り組みされている、地域が主体で行政はあまり関与していないよっていうような取り組みを把握しているものは何かありますか。把握する機会といいますか、そういうのありますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答えします。

町が絡まないで住民主体でやっているものとしまして、個人で体操教室であるとか、そういうことをやってくださっているところがございます。ただ、町が全て絡む、ここの教室は絡んでないんですけども、ほかの部分絡んでないかといったら、少しやっぱり絡んでいる部分もございます。今後ですけれども、今後は、先ほど濱村議員いわれましたように、住民主体というところを中心にやっていきたいというふうには考えております。

ただ、1つ考えないといけないところが、町が考える住民主体の取り組みと、住民の皆さまが考える住民主体の取り組み、このすり合わせっていうところが一番最優先の課題かなというふうにも思っております。一部の方だけが負担を強いられることのないよう、また、みんなが自分のために取り組んでいくっていうところを思ってもらえるように、住民の皆さまと一緒に意識の醸成を目指していくのが町の役割ではないかなというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

何か課長のいわれるように、行政の思う住民主体と地域の思う住民主体にはずれが生じないようにってとこ、すごく大事だと思います。

そのすり合わせの作業をどういう形で行うのかっていうのは今後の課題になってくると思いますが、なるべく住民が、これをしたい、地区でこんなことしたいっていうようなことに対して、応援をしていただける体制をとっていただけたら、もう住民たちがもう勝手にそういう活動を始めてくれるっていう、本当にありがたい仕組みができるんじゃないかなというふうに思います。

いつも常にあったかふれあいセンターが関与するとか、行政が関与するっていうことでは、やはりこのお金も人も続いていかないっていう結果を招くというふうに、私はちょっと危機感を持っております。なので、最初の立ち上げは本当に行政も支援をするし、あったかふれあいセンターも地域づくりとして関与をするしというところで、地域が。

けど今、やはり問題になってくるのは、その活動費の問題。全て自己負担でやる。自分の私財をはたいてやってくださっている方もこれまであったかもしれませんが、そういうことではなくて、平等に自己負担する分には構わないですけど、活動に対して何らかこう、今はサロンの活動に食費補助のようなことが出ています。何人までだったら8,000円とか。また、食費のみならず活動の経費といいますか、消耗品だ、物品だ、その場所代。そういうものに対して、幾分か予算配分があればいいなというふうに思います。それはこう、あったか事業に内包する形であってもいいと思うし、分離して、あったか事業とそこをちょっと分けて、そちらの地域活動のお金っていうのを捻出していくという方法もあると思うんですが。

その活動費のことについて、何かこう、どのようなお考えをお持ちですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答えします。

現在、町の方で検討をしていることがいくつかございますが、まだ検討段階でありまして調整が必要であったりします。その調整が大きな部分ちょっと調整が必要ですので、この場で、今こういうふうに行っていきますということはちょっといえないんですけども。

ただ、活動に対して何か見返りというか、そういうものというのは、町としても必要であるというふうには思っておりまして、デジタル技術を活用しながら何かできないかなというところを検討をしているところです。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

また、そういうふうな仕組みができるのをまた楽しみにしておきたいと思います。

介護保険の給付費を、介護計画の中でまた拾っていたら、特別養護老人ホーム、老健、介護医療院、グループホームなど、入所施設への入居が大体、これから向こう3年、年間260人と見込まれています。そこには年間10億円の給付費が積み込まれている現状です。それは、必要なお金ではありますが、もう、いざというときまで、ぎりぎりまで住み慣れた地域で暮らすっていうことを、在宅で暮らすっていうことを1年でも先延ばしできたら、その部分の幾分か削減できるように私は思っています。

その削減するために、ただサービスを利用せず暮らしなさいっていうよりは、地域の楽しい活動に参加しながら介護予防ができるっていうのが一番理想的な形であると思います。これからは人口1万人を切っ、町の高齢化も50パーセントを超えるときがもうすぐやってくると思います。人材不足に拍車がかかってくるし、地域の力なくしては、この包括ケアシステムの構築の成果は得られないと思っています。

カッコ7の質問に移ります。

カッコ7、子育て支援や教育と福祉は、つながっていると考えます。次年度より教育委員会が佐賀に移るに当たって、健康福祉課との連携をどのように図っていくか。今後の方向性を問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、健康福祉課と教育委員会の連携をどのように図っていくか、今後の方向性を問うのご質問にお答え致します。

3月末より、教育委員会の事務局が佐賀の総合センターに移行することとなります。しかし、町としましては、これまでと変わりはないものと考えております。

これまでも、福祉分野と教育分野の一体的な連携を推進するため教福連携事業としまして、子ども家庭支援チームの定例会をふた月に1回のペースで持ち、家庭への支援として気になる家庭の情報共有や支援方法の協議を実施してまいりました。

それにつきましては、今後も実施してまいりますし、これまでと変わらず一堂に会した協議やウェブ会

議等も行いながら、情報の共有を図ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

子ども家庭支援チームというのが、2 か月に 1 回開催されているということで、要対協とは別の会議かということと。

ひきこもりや不登校、ヤングケアラーに関することも、そこに含まれているのかということをお教えください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

要対協とは別かということですが、別の方たちのお名前が挙がっております。

ただ、そこには、生活に対しての課題があるであろう、そういうふうにつまえている家庭の子どもさん、または、その家庭について一同に会して、子ども家庭支援チームとして、誰がどうしていったというところも協議をしているところです。

以上でございます。

（議場から何事か発言あり）

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

答弁漏れで申し訳ありません。

ヤングケアラー等につきましても、この中で対象があれば、この中に名前が挙がってきて、その方に対してどうしていったのかということを検討をしていくこととなります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

子育ての延長線上からずっときて介護に、人生は問題がかかってくると思うんですけども、育ちの過程で何らかの課題にぶつかって乗り越えられない場合、ひきこもってしまったりとか不登校になってしまったりという福祉的支援がどうしても必要になるときが来ます。

教育と福祉は密接でないといけないと思っています。先ほどは健康福祉課の方からの答弁でしたけども、教育委員会の福祉部門からの、その連携の方向性、同じだとは思いますが、どのような考えがあるか、また、問います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは濱村議員の再質問にお答えをします。

今、健康福祉課長がご説明しました子ども家庭支援チームについてですけれども、少し背景をご説明をさせていただきますと、総合戦略の第3次教育基本計画に5つのプロジェクトを掲げております。その3つ目のプロジェクトに切れ目のない子育て支援と教育プロジェクトというプロジェクトの中に、福祉部門と教育部門が一体となったかかわり方を進めるというふうに記載をしております。

それに基づきまして、令和2年度にですね、教育福祉、教福一体推進会議というのを関係者で編成を致しました。要は、一体的に進める計画の協議を始めたところでありました。しかしその後ですね、コロナ対応で健康福祉課が非常に多忙を極めておりましたので、しばらく議論が中断をしておりましたけれども、何とか令和3年度中に、計画を子育て家庭教育支援一体的推進計画というのを立ち上げることができて、先ほどご説明ありました、子ども家庭支援チームを編成をして、支援を続けているということでもあります。

それで、このチームがですね、主に支援を対象にするというのを我々は大きく3つのカテゴリーに分けておきまして、1つは、やはり医療、福祉の専門的な知識が要る分野の家庭。それから、そうじゃなくて日頃から、例えば教育講演会をやると比較的来ていただけるような、そういうどちらかという安定している家庭と、その間ですね、子育てに非常にいろいろ悩みを持ってらっしゃる。不登校でありますとか、先ほどのヤングケアラーとか、そういう不安や悩みを抱える家庭を中心にこのチームは支援をしていこうということで、アウトリーチ型、要は訪問型の支援を中心に展開をしております。

ですから、教育委員会の学校を中心としたさまざまな課題を持ち寄り、それから福祉側からの課題を持ち寄って、関係者で情報共有をしつつ、アウトリーチですから、訪問を続けて支援をしていくというのがですねスタイルですので、これは教育委員会がどこに行こうと、それはもう何ら変わるものではございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

教育部局と福祉部局が合同で行う、その推進計画のようですので、そこに差が生じることはないと思いますが。

ちょっと教育長に1つ質問で、アウトリーチをする実際に実働するメンバーは、またその支援チームのチーム員かもしれませんが、職種とかそういうものはありますでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

まず、教育委員会側はですね、子どもサポートセンターの職員、それから、くじらルームという別室登校しているところに職員がいます。2名います。それから、SSWですね、スクールソーシャルワーカー。これが教育委員会側の主なメンバーになります。総勢で、今7名になります。

それと、健康福祉側は、保健師、福祉の直接の担当等で編成をしています。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

そのようなシステムがあること知らなかったもので、そこは、そういう、こう動いてくれるチームがあるということで、すごく安心をしました。

今後、そのアウトリーチによって、何かその若者のね子どもたちの夢が開かれていくことが望まれるので、ぜひ、その活動を深めていただけたらなというふうに思います。

私の住む地域では、小学校と保育園と障がい者施設とあったかふれあいセンターと、一地域住民がごちゃ混ぜになって、地域の夏祭りを開催したり、3世代交流をしたりしています。そういう中で、本当にこう、みんなが混ざり合って育てる場っていうのをつくっています。それは、もう校長先生の覚悟とか事業所のパワーとか地域のパワーというものに支えられているんですけど。そういう仕組みの中で、子どもたちが、みんなが夢を実現できるような形になればいいなというふうに思っております。

小さいときに何かこう乗り越えられなかった課題があると、やはり大きくなってからも、そこにそのまま壁を持ったまま、どうしても成長していくっていうことがあって。大きくなればなるほど、なかなかそこに介入がしにくくなるっていうことがあります。なので、ちょっとでも小っちゃいうちにとか、問題が小さいうちにこう解決しておいたら、大きな問題にはならないなというふうに思っております。

最後の質問に移ります。

カッコ8、地域包括ケアシステムの構築を行う上で、デジタル推進の進捗は大きく影響してくると思います。

オンライン活用の利点を活かした取り組みを行うための住民向けの支援や広報の工夫はありますか。

問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、オンライン活用の利点を活かした住民向けの支援や広報の工夫のご質問にお答え致します。

現在、デジタル技術を用いた地域包括ケアシステムの構築に資するものとして実施しているものとしては、企画調整室の方が主導をし、情報共有ツールとして導入しております、Kintone(キントーン)を活用した情報共有を行っております。Kintone(キントーン)とは、プログラミングの知識がなくても、業務のシステム化や効率化を実現するアプリが作れるサービスです。

これまで紙媒体で共有していた支援情報を、このサービスを用いた支援アプリを作成し、保健師、地域包括支援センター、あったかふれあいセンターなど、支援機関で共有しております。ただし、まだ導入したばかりで各機関が有効に使えている段階には至っておりませんので、研修や個別指導などでアプリの活用を推進してまいります。

現在、検討しておりますデジタル活用事案としましては、LINE(ライン)を用いた相談支援を検討しております。特に若い人にとって、役場への電話や来庁は時間的な制約等により難しい場合がございます。LINE(ライン)であれば、気軽に時間を問わず役場へ相談ができるため、まず、最初の相談の糸口としてLINEを活用していくように検討しております。

福祉分野だけでなく、デジタル情報推進分野と連携し、より効果的なデジタル活用になるよう支援を検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番 (濱村美香君)

日本語はちょっと難しいなと私も思うんですが、住民向けの支援ということで、今、Kintone(キントーン)は事業所向けの支援ですね、システムの効率化。住民向けの支援、住民がデジタル活用をするために、何かこうそのような支援というか。1つあるのが、スマホの教室であるとか普及啓発とかによってこう、さっき準備をしてくださっているといったLINE(ライン)を用いた相談支援ができるようになるとか、そういうことをちょっと、もしあればと思ったんですけども。

Kintone(キントーン)の普及も、事業所の連携のためにはとても必要なシステムだと思いますが、そのこの推進をしていただいて、住民向けにも何か今後デジタル活用ができるようになるような支援。

例えば、さっきの話に戻ってオンライン診療が受けやすくなるとか、安否確認がしやすくなるとか、そういうふうなことに活用できるようなものですか。なければ大丈夫です。ありますかと聞いたので、ないですといわれたらそれでもう大丈夫です。あったらいつてくれると思うんで、大丈夫です。

何かあれば。なければ大丈夫です。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

再質問にお答え致します。

企画調整室のデジタルの推進係で取り組んでいますスマホ教室とか、そういうことは地道にやって、みんながスマートフォンを活用したLINE(ライン)のやりとりとか、そういうのに慣れていただくような仕組み、取り組みは、継続して進めていきたいと思っております。

あとですね、スマートフォンを購入していただくような補助事業なんかも、この3月定例会の令和6年度当初予算の方に計上させていただいております。これからスマートフォン持ってみようかどうしようかっていう方がいましたら、これを機会に持っていていただいて、ちょっとでも慣れていただくようなことにならしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

濱村美香君。

1 番 (濱村美香君)

デジタル化推進に当たって、そういうスマホの購入補助事業ということが出てきています。今年の予算にも、来年度の予算にもありましたけど。

具体的に、どういう補助を行う、購入補助。具体的にもし、こう、ちょっと中身が決まっていれば教えてください。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは、再質問にお答えを致します。

詳細まで今、決まっているわけではございませんけども、スマートフォンを初めて購入した方を対象に、上限1万円まで補助するということになっております。

で、その携帯電話の販売のお店では、そのスマートフォンを買いと同時に、黒潮町の公式アプリをダウ

ンロードしていただいて使い方をちょっとレクチャーしていただくとか、そういうことも併せて考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

それぞれ事業所とつながってスマホの活用が容易になるような支援は本当、ありがたいことだと思います。

また、折りたたみ式の携帯電話も一部使えなくなったりする状況もあると思うので、それを機会にデジタル活用すれば、町の情報もスマホで受け取ることができるという点では、広報していただいて普及していただいたらというふうに思います。

地域包括システムは、福祉部局だけの取り組みでは仕上がらないと考えています。教育委員会や企画調整室、まちづくりも全てかかわってくる課題だと思っています。介護保険のニーズが膨らみ、時代は、介護保険対策に尽きるかのような感覚を覚えますけども、人は生まれ出たときから、時代に応じた社会の仕組みの中で守り守られて生きているので、黒潮町版の地域包括ケアシステムは重層的支援体制整備事業と連動して全世代型の包括ケアシステムとなるよう、提言、提案と、そして丹野さんと山中さんがいわれたように備えが大事ということをお忘れずに、私も実践を続けてまいりたいと思っています。

これで一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

よろしいですかね。

5 時までには何とか済みますように、質問をしていきたいというふうに思います。

1 番、少子化対策でございます。

この件につきましては、午前中の宮川議員からの質問もあって、重複する事項もあろうかと思えます。なるべく私の方も省きながら簡潔にやっていきたいと思えますので、よろしくお願いを致します。

この少子化対策でございますけれども、県内の出生者数は2年連続で全国の最少となっております。それを受けまして、県は人口対策の抜本強化を打ち出したが、このことに対する町の取り組み等についてご質問を致します。

内容につきましては、段階的に質問をしていきたいと思えますので、よろしくお願いを致します。

まず、カッコ1、町のこれまでの少子化対策の取り組みの成果、課題をどのように捉えているのかについて問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、少子化対策の成果と課題につきまして、お答え致します。

本町におきましては、生産年齢人口 15 歳から 64 歳の減少と、それに伴う出生数の減少、相対的に人口の多い高齢者の死亡数増加による自然減に加え、転出者が転入者を上回る社会減が相まって、総人口の減少につながっています。

特に出生数については、令和元年度以前の 5 年間は平均約 51 人だったものが、令和 2 年度以降は平均 39 人まで減っており、今年度においても減少傾向は続いています。

これまで、子育て世代包括支援センターの設置や妊娠出産子育て支援事業などの子育て支援策のほか、不妊治療費の補助、中学生までの医療費無償化による経済的支援など、子どもの育ちを支える施策を講じてまいりました。

最新の令和 2 年、2020 年の国勢調査では、町の人口は 1 万 262 人となっており、同年の予測された総人口 1 万 64 人を約 200 人上回っていることから、一定の抑制が図られていると評価しているところです。

しかしながら、生産年齢人口の構成比率が老年人口と同数程度であり、20 から 24 歳の階級が依然として転出超過の状態にあることから、2060 年に 6,800 人を達成するための目標人口には至っておらず、依然厳しい状態であることは認識しております。

引き続き、子育て世代を中心とした若い世代への対応が必要と捉えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

今、答弁いただきましたことは、午前中の宮川議員に対する質問、答弁のところで聞いておりましたので、そのように理解をしております。

これまでの取り組みの成果というものは一定、推計値よりはあれですけども、それなりの効果が出ているというふうに大きく捉まえております。

今後、成果として出てきている点につきましては、さらに継続して充実を図っていただきたいと。ただ、課題点について今後どうしていくのかということが、今後の大きなものだと思っております。

そこで、現在、町の少子化対策の取り組みや支援策というものは、県内の市町村、また近隣市町村において比較した場合にどのように取り組み状況を考えておるのか、お聞きを致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、再質問にお答え致します。

本町の施策については、他市町村と比べて、特に突出した特徴のある支援事業というわけではございません。

しかしながら、町内にはあったかふれあいセンターが 6 か所ありまして、これは県内自治体でも最も多い数となっております。

例えば、あったかさがにつきましては、小中学校と隣接しておりまして、中には、図書館とか放課後子ども教室とかもやっていますので、学校帰りには、子どもから高齢者まで多様な方にご利用いただいております。

このほかにも、町なか休憩所はっぴいですね。はっぴいとか、それから子ども食堂をやっているところなんかもございます。地域で支える体制づくりを推進しているというのが、黒潮町の強みであるというふ

うには考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

先ほどご答弁があった、あったかふれあい事業での支援策、これはほかの市町村にはないものとしての成果だというふうにご答弁があったんですけども。

もう1回再度聞きますけど、いろいろ支援策でやると、少子化対策にはいっぱい支援があるわけですけども、相対的に捉まえたときに、例えば、近隣市町村と遜色あるのか、ないのかっていうのを、再度お聞きをしたいのですが。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

再質問にお答え致します。

近隣市町村と比べて遜色があるかないかというところですけども、遜色はないというふうには考えております。遅れているというふうには考えてはおりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

私も、そのように見ております。

支援策というものにつきましては、各自治体の人口規模や財政状況等によって実施状況に違いや差が若干はございますけれども、今ほど答弁があったように、町の取り組みが大きく、ここがしてないとか、支援策がないとかいうようなものの方には捉まえてはおりません。重複していいですけども。

今後、この議会の中でも質問等がございます。今回、医療費の無料化の拡大は実施を向けて提案がされてますけど、あと、学校給食の無料化であるとかいうようなものも、課題の1つとしては残ってくるだろうと思いますので、それについてはまた今後検討をしていただければというふうに、私としては思います。

そこで、町の人口減少対策の一環としまして、町は移住対策に大きく力を入れてきているわけですけども、黒潮町に興味を持ち、移住を考える場合に、特に県外からの移住者にとっては、住宅状況であるとか、仕事であるとか、自然環境はもとより、妊娠、出産、子育て、教育などの支援策について知りたいだろうと思うがです。その中で、情報を得るいろんな機会はあるかと思いますが、一番は町の公式ホームページなんかを見て、その内容を確認していくことが一番かなっていうか、まずそっから入ってくるんじゃないかというふうに私は思ったりします。

そこで、その町のホームページを開けて、それらについて検索をしてみますと、当然、その内容については掲載はされております。

ただ、もう少し系統立てた内容にして検索できる環境というが、必要じゃないかなというふうに思うところですけども、その点についてはどのようにお考えになられておるのか。

お聞きをします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、再質問にお答え致します。

移住を考えている方もそうですけれども、町内にお住まいの方も、いろんな支援が必要なときに、見つけやすい、使いやすいホームページっていうのは必要だと考えます。

これまでもそういうところには気を遣ってやってきたつもりですけれども、さらにライフステージに応じて必要な支援が探しやすいついていうようなホームページの作り方っていうのは、引き続き、工夫を重ねていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

町の情報提供、発信の一番のツールは、公式ホームページだろうというふうに思っております。

私の感想で悪いですが、例えば、ホームページのトップ画面にライフイベントというところがございますよね。そのところには、結婚、出産、子育て、教育、仕事等々がございます。例えば、子育て、どこでもいいんですけど子育て、教育というところをクリックして、その欄へ入ってまいります、その欄へですね。といったときに、何をいいたいかといったときには、そこへ掲載されてる内容が新規の情報がトップに大体あると思います、お知らせ的なものが。だけど、それはいいんですけど、ずっと次のページへいくときらにはもう、まあいうたら、例えば、子育て、教育の中で、だけど今本当に今、町がやりよる本来の支援というものは何ですかっていうところが、先へ見える方がいいんじゃないかと。今年の募集やつとかお知らせであるとかいうようなものは、ちょっと区別して掲載をしていくのがいいんじゃないかなというふうに思ったりしましたもので、今回のご質問をさせていただいたがです。

この子育てには関係ないんですけど、町の各種計画いっぱい持っておいでと思うんです。例えばのお話ですけど。そのときに、黒潮町の各種計画っていうときに各課に入ったり、いつじゃったり、日付順になったりして、なかなか探しにくいっていう私はイメージを持っています。そういうふうに、まあ今回は少子化対策のことですのであれですけど、ちょっとそのあたりは検討する余地があるんじゃないかなというふうに今思いましたので、ご質問をしました。

なお、私の感想ですので、それが絶対どうだということも言い切れませんが、ちょっと検討する余地はあろうかということ、意見として述べます。

次の質問に、カッコ2 ですかね、に移ります。

県が打ち出した少子化対策の取り組み方針や令和6年度県予算に対して、町はどのように取り組んでいくのかの質問でございます。

県はご承知のとおり、少子化対策を最重要課題と捉えまして、精力的にスタートを切っていくというふうになっております。移住、雇用、女性活躍、出会い、結婚、子育て支援など、全方面における取り組み対策が、6年度当初予算に示されております。

これを受けまして、町として、取り組みはどのように取り組んでいくのかということについてお聞きを致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野議員の、令和6年度の県予算案に対する町の取り組みにつきまして、お答え致します。

高知県の人口は平成22年度から若年人口の減少のペースが加速しており、これに付随して、婚姻数、出生数についても減少が続いています。

県政の最重要課題である人口減少への克服に向けて、若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、持続可能な人口構造へ転換を図るため、人口減少対策を抜本的に強化するとしております。

県と市町村が目標を共有し、連携して人口減少対策に取り組むため、県は、令和6年度当初予算に人口減少対策総合交付金を新たに創設しました。この交付金は、若者の増加、婚姻数の増加、出生数、出生率の向上、共働き、共育での推進に各市町村が取り組む事業や、県と連携することで相乗効果が期待できる事業に対し交付されるもので、令和6年度から9年度までの4年間を事業期間としております。

町としましては、移住促進事業や妊産婦健康診査、家庭支援、保育士の配置といった、これまで実施してきた県事業に活用するほか、令和6年度当初予算に新規に計上しております。18歳まで拡充する医療費の無償化や、一般不妊治療費への補助などの経費に充てたいと考えています。

このほかにも、目標達成に向けた効果的な新規拡充施策を検討し、交付金を有効に活用したいと考えます。

移住、定住をさらに促進するとともに、若者が暮らしやすい子育てをしたいと思えるまちづくりを目指し、各部署が連携協力して取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

県の総合交付金でありますけど、先ほど室長の方から答弁があったように、移住定住、18歳の無料化等に使こうしていきたいというふうに答弁があったわけですけど。

この中に、基本配分型と連携加算型らで構成をされておりますよね。で、その連携加算型の交付金の限度額は、人口1万人未満は5,000万円、それから、1万人以上は1億円に設定というふうになっております。

この人口の基準日はいつの時点の人口をもって、今後、4年間なら4年間の事業はどの時点が人口の基準日になるのか、お願いを致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、再質問にお答え致します。

人口の基準日については、令和4年10月時点の人口となっております。一昨年10月です。

この時点で1万人を超えていますので、令和6年度から9年度の4年間は、通算ですけども、上限が1億円が交付限度額になるということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

令和4年10月でしたら1万人はクリアしてますので、この4年間というものは、上限額を1億円のところで事業展開はしていけるという内容になっておりますので。

先ほども、午前中のがでもありましたけども2月末ですかね、1万90人の住基の人口になってますので、本当にボーダーラインみたいなどこへきているので、この基準日がどの時点で1万未満なのか以上なのかというのがちょっと気になっていましたので、お聞きを致しました。

4年間、この交付金制度が、県が4年以後、5年目ですかね、以降も続けられていくというふうになれば、そのときはなんぼ努力しても町の人口も1万人を割っているんじゃないかなろうかと想定されます。

この事業が続くかどうかにもありますけれども。その状況は見極めて、今後、1万人未満、以上じゃあなくて段階型の人口に応じたちょっと配分型みたいなことも考えていく必要が出てくるかなというふうに思ったりは致しました。一応、1万人は令和4年の人口でございますので、クリアができるだろうというふうに思います。それはいいことだと思います。

それで、この少子化対策ですけれども、子どもを持つ世帯への自然に重点が今まで置いてきたし、それは重要なことでありますので、その支援というものは重要なんですけれども。ただ、支援ではなくて、午前中の宮川議員もご質問をされてましたけれども、その前段の結婚を望む方へのフォローというようなことも大きな要因を持っておると。これも町長もご答弁あったように、昔は縁を結ぶ方がおいでたけど、時代的なものでありますので、そういうものもかかわっていく方も少ないような状況になってきております。

午前中にもちょっと答弁はあったんですけども、町の今の出会いや結婚に対する取り組み状況について、どのようなものなのかお聞きを致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、再質問にお答え致します。

出会いとか結婚に対する取り組みですけども、町内でまちおこしを推進している若手グループと協力をして、出会いの機会を創出するイベントを年2回ぐらいのペースで開催しております。

今年度につきましては、昨年12月に、黒潮ウインターパーティーと題した食事会を開催しました。そのときは、10名程度の参加があったというふうに聞いております。

また、今週末になりますけども、今週土曜日には2回目のイベントを予定しております。これにも同じぐらいの参加申し込みがあっている状況です。

いろんな体験とか、改修した古民家での自由時間とかいった新しい内容なんかを組み入れながら、黒潮町でも楽しい思い出の、出会いのきっかけになればと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

若手のグループが、そのような取り組みをしていてくれているということは、大変喜ばしいことだろうと思います。

先ほどもありましたけど、町のホームページを見まして、結婚のところを検索してみますと、出会いでしたかねちょっとあれのところで開けたら、県のところへつながるような状況だったかなって記憶しております。ほんで、例えば、こういう若手の方が取り組んでいることも情報発信どっかでされているんでし

ようけれども、まあすることも1つの手かなというふうにまあ思いました。それだけで、ちょっと寂しいなど。県につながるだけでは寂しいなというふうに思いました。

それから、この結婚のことですけれども、県の方では高知出会いサポートセンターという機能を持っておりまして、その1つとして6年度からサテライトを県の東西に、現在もあるようなことも聞きますけれども、強化をして行っていくと。それからまた、民間の結婚相談所との連携強化を図っていくんだというふうにしております。

今、町が若手のグループさんらがやってくれゆうこと、あるいはまたその他のこととも含めて、このサポートセンターを大いに活用していく必要性もあるがじゃないかと、まあそういうことも思ったりしました。

人と人の結びは縁ですので、どこで縁があるやら分かりませんので。また、黒潮町の中でそういう縁が結ばればばいいんですけども、あるいは四万十市さんとこや、県外からの縁もあろうかと思えますんで、そういうつながりをつくっていかないかん。そのときにこのサテライト的なものをどのように、まあ今の段階ですよ、活用していく方向といいますか、考え方でいいですから。

お聞きを致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、再質問にお答え致します。

今ございました高知出会いサポートセンター、これは県が運営しておりますところなんですけれども。来年度、令和6年度からここにコンシェルジュと呼ばれる調整役の職員を配置するというふうに聞いております。

県の西部と東部にサテライト機能ございますけども、これをもっと強化をして、市町村とか、それから民間の企業とかも働き掛けを強くしていくというふうな方向でなってるということです。

新年度になりましたら、全市町村を回ってヒアリングとか要望なんかを聞き取りをするというふうに聞いておりますので、そこでは積極的な意見をいいたいというふうには思っております。

町としましても、このタイミングを活かしてですね、サポートセンターとか、それから、民間の結婚相談所なんかのノウハウを吸収してですね、よりいいものに磨き上げをしたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

なかなか結婚、晩婚型のようになってますので、結婚したいと思われる方に対しては、いろんな手だてでまた支援はできたらいいと思いますので、そのあたりも対策を強化していただければというふうに思います。

少子化対策についてご質問をしてみましたけれども、この少子化対策の必要性はもう久しくいわれてきたことでございます。これまでもさまざまな対策や支援を講じてきたところですけども、結果は現状のとおりで、なかなか成果が出にくい状況でもあります。大変難しい問題だろうと思っております。

自治体の努力は当然のことでございますけれども、国が強力に推進しなければ、根本的に改善できるも

のでは、とうていございません。また、この少子化の改善が兆候が見えてくるといっても、年数の先の長い話だろうと思います。

今後のことを考えたとき、まず、先ほどもご質問しましたが、現在の支援策で他多自治体と比べてときにこの部門分野は遅れているとかいうようなことがあったら、そこは精力的に対策を推進していただきたいというふうに思いますが、今回、18歳の医療費無償化を黒潮町も提案されまして、そのようになるだろうと思っておりますが、この6年度には、18歳までの医療費無償化は20市町村を超えるだろうといわれておりますね。

それから、高知市さんなんか人口が太いのですのでなかなかできにくかった義務教育間までの支援ようようスタートを切ろうかというふうにいわれております。

そういうことからすれば、数年たてば、こういう一般的な支援策というものに差はなくなるだろうと。独自の黒潮町なら黒潮町、各自治体の特色は若干はあるんだろうと思いますけど、一般的な支援策というものはもう遜色ないでしょうと。それを打ち出してなかなかもういえない、またそうなるべきだろうというふうに思ったりします。

そこで、私の考えですけれども、行き着く対策としてまあ誰もが思ってる、移住をもってされておるんですけど、住むっていうことがやっぱり少子化に抑制をかけることだと。で、その取り組みは町として十分やられておりますけれども、今回も出られました高台移転の対策、これも大きな課題でしょう。

加えて、高台でなくても津波の被害の少ないところへの住宅の整備だとかいうようなことも必要じゃないかというふうに、まあ総合的に思ってます。やっぱり住んでいただくと。仕事も町内の中で構えられることが一番だろうとは思いますが。しかし、現実的には、隣町へ行ったりしながらお互いが勤務をして生活しております。そういうことも絶対、各自治体の中で完結するということはまずないでしょうから、そういう広域的なものの発想で、人口抑制も努めていきたいというふうに思っております。

この問題につきましては、大変簡単にできる話ではないとは思ってます。

町長、最後に思い、方向性を、もしあればお願いを致します。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、この少子化対策、人口対策というのは、1つの政策でなかなか解決しない、あらゆる政策を組み立てなければいけないところがあるかと思えます。

18歳までの高校生の医療費無償化したからといって、その目に見えて人口が増えるというふうにはもちろん考えてなくて、それ以上に、やはりおっしゃったように住むところ、住宅地、安全な住宅地のつくっていくという政策、非常に大切であろうかと思っております。

そのためには、大規模的な高台移転だけではなくて、小規模の住宅地についても、やはり検討していかなければならないし、何よりも、この役所の組織機構そのものから考えなければいけない問題になるかと思えます。

引き続き、この安全な住宅地の問題については、人口問題と絡めた問題であると認識して取り組んでまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

大変難しい問題ですけれども、これに少子化対策ということも取り組まなければいけないものでございます。

午前中にも宮川議員が、議員の視察研修の中でいて奈義町のお話の中に、少子化対策は最善の高齢者福祉だというふうな文言がございました。そういう高齢者の取り組みも必要ですし、ましてそれを支えていく少子化対策も大きな問題だろうと思いますので、また、精力的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次の2番、財政運営についての質問に移ります。

カッコ1、先の12月議会において、令和6年度当初予算編成方針を示され、5つの重点項目に基づき対応していくとしておりますが、編成上留意した点はどのような項目、事業であるかでございます。

このことにつきましては、開会日の当初予算の提案理由の説明であったところではございますが、5つの重点項目の中で特に。

あ、ごめんなさい、訂正致します。

9つの重点項目の中での新規事業、あるいは拡充施策事業などについて、ポイント的でよろしいですのでお聞きを致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは矢野依伸議員の1のカッコ1、令和6年度当初予算編成方針において、編成上、留意した点についてのご質問にお答え致します。

令和6年度当初予算におきまして、編成上で留意した点につきましては、まず、1つ目と致しましては、事業計画協議の成果を予算要求額に反映させることを基本としつつも、積み上げ予算だけにならないよう、予算査定で令和5年度予算額を超えない歳出予算要求額を設定したこと。

次に、公債費負担及び実質公債費比率の上昇抑制の観点から、一般会計における町債の予算計上は、歳出予算総額の10パーセント以内を基本としたこと。

また、これらを達成するために、新規事業の圧縮、既存事業の縮減、繰越予算を踏まえた予算規模の平準化、そして、財源措置のない、または少ない事業の点検などにも留意し、慎重な予算編成を行ったところでございます。

そして、予算編成を行う中で、繰り越す事業は、入札不調や半導体不足による物資調達困難などの外的要因もございますが、前年度の約1.5倍となっており、この繰越事業の消化により令和6年度予算が不執行とならないよう、令和6年度としての繰越予算と現年予算の執行予算を予算額ベースとして、財政上の整理を行うことについても留意した点でございます。

そのほか、財源措置のない、または少ない事業の点検につきましては、その内容を社会情勢や他事業との優先順位、さらなる補助制度の探索によって、予算の整理をすることについても同様に留意した点でございます。

これらによりまして、全体での予算調整を行い、積極的な事業の展開や施策の充実を図ることと慎重な財政運営を行うこと、その両方のバランスを図りながら、9つの重点項目におきまして予算の提案を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

編成上いろいろな課題もあって、また、住民ニーズに対応をすべく、苦慮しながらも全部門に配慮された予算編成になっておるろうかなというふうに思います。

次のカッコ2に移ります。

次年度以降、7年度以降になるがですけれども、町財政運営を見通した場合の配慮をすべき点をどのように捉まえていくのか。

6年度の予算編成して、当初予算を計上致しました。ただ、この予算編成に当たって説明をちょっと受けた中で、先ほども副町長から答弁もございましたけれども、この事業計画の協議の中において、財政的な主導性を持って予算編成をしたんだと。で、公債比率も10パーセント以内に収めていかないかと、こういうものを持っています。

そのこと自体は、もう一つ先の将来、長期的に見たときにも、この状況というのは大きく変わらないであろうと、考え方は。というふうな観点を私もちよっと思いましたので、そのあたりについて先についてはどのような思いとか、考え方を持っておるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは矢野依伸議員の1のカッコ2、次年度以降の町財政運営の配慮すべき点につきましてご質問にお答え致します。

先のカッコ1のご質問では、主として、単年度の予算の在り方につきましてお答えをさしていただいたものでございますが、ここでは、ご質問のとおり次年度以降、つまり、複数年度の財政運営におきましてお答えをさしていただきたいというふうに思います。

町の財政運営上の単年度で行えない、行わないと判断したものでありましても、必要な事業につきましては、現在予定している年度以降に実施するなど、全体計画の見直しにより住民ニーズに寄り添い、事業実施を行うことを検討しなければならないと考えております。

財源をはじめとするさまざまな行政課題はございますが、必要に応じて対話や協議等を行いながら、引き続き、関係者への丁寧な対応を心掛け、住民ニーズにきめ細かく対応すること、必要な事業、施策は積極的に取り組むことが必要であり、行政サービスを将来にわたり安定的に提供するために、優先順位を判断するとともに、新たな財源確保の開拓も含め、常に情報に注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

この2つのご質問で、令和6年度の当初予算、また今後の、次年度以降の見通しについて答弁をいただきました。

概略的でもうええと思ってましたので、私の質問も。そのように大変苦勞をして、今後もしかなければならないと。

で、今、当初予算ベースで100億円、令和3年度ですかね、何年ぶりに100億円台入っているあれもありましたけれども、大型予算事業もありますので、一定の事業実施をしていく上においては、今現在110億、20億、今は108億の予算計上ですけども、そういう規模のところの予算編成は今後も、苦労はするけれども必要になるんだろうというふうに、私は勝手に思っております。

住民のニーズも時代とともに変化もするし、多様化もするし、町としてやらなければならない防災対策であるとか、住宅の関係であるとか、いろんなことが出てこようかと思えます。なかなか厳しい時代が続いていくんだろうなというふうに想像しますけれども、健全な財政運営も大切でございますので、努めて住民ニーズに答えていただくように取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

この財政関係につきましては、明日、山本久夫議員も質問をされるようになってますので、あとはそこを久夫さんに譲りたいというふうに思ってます。

そこで、1つ、私としてこの財政運営の中で1つ思うことがございます。それは、地方債の中でのことでございまして、辺地対策事業でございます。

ご承知のとおり、黒潮町全域が過疎地域となっております、令和3年から7年の5カ年計画として、黒潮町過疎地域持続的発展計画を策定して、各種事業を実施する上での財政上の優遇措置を受けられるようになっていると。

なお、その過疎地域の中にあっても、さらに交通条件や自然的、経済的、文化的に比べて住民の生活水準が著しく低い地域として、現在、鈴、熊野浦、私の出身地であります馬荷の3地域が、辺地地域として指定を受けておるところでございます。

ただ、これがかねてからずっと思っておったんですけども、例えばの話でございますが、馬荷地域が辺地となってその辺地、この3地区ですけども、馬荷と限りませんけれど、3地区の辺地地域の隣接地の集落。これは、指定に当たっては当然5キロ以内であるとか、各種要件がございます。

それに該当しなければ、それは当然はめれないんですけども、黒潮町全域の中で、例えば、1つとしてはこの鈴、熊野浦、馬荷の中で、隣接して、隣接地を辺地地域として。

議長（中島一郎君）

矢野議員、すみません。

本日の会議は都合により延長します。

13番（矢野依伸君）

あと7分で済みますので。

それで、それがまずできないか。隣接地を取り込むことができないのか。要件はあります。クリアせないけません。

そして、もう一つ。

今、この辺地地域に指定されていない地域を指定することができないかということはずっと思っていました。それは、なれるんだったら今なっておるんだろうけど、なっていないがと。

じゃあ集落を、要件に合う集落を1つの行政区域といいますか、辺地に対する行政区域になりますけれども、合わせたら辺地対策に地域として指定できる場所があるがじゃないらうかっていうことをずっと思っていました。

そういうことについて、その可能性はないのか、どうなのかいうことを、お聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

辺地地域の設定につきましてですけれども、辺地の設定については、一般的に町とか字とかごとに設定することが一般的とされております。黒潮町においても、字、行政区ですけれども、行政区ごとに指定をしているところです。

県に問い合わせをしましたところ、複数の地区をまとめて1つの辺地とするという、そういうやり方というのは可能ということで、他市町村の事例なんかも今集めているところでございます。

隣接する地区を組み込むとか、新たに複数の地区をまとめて1つの辺地にすとか、そういういろいろな組み合わせを考えながら、新たに辺地に該当するところはないかというのは、今、確認作業を進めているところでございます。

新たな事業なんか展開する際には、有効な方法を模索しながら、引き続き、財源確保というのは努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

可能性はあるというお話ですので、ただ、ほいたら条件にクリアする地域がどこらになるのか、しないのか。

そういうことを詰めていかなければならないんだろうと思いますので、その作業を続けて、1つでもそういう辺地地域ということが指定できるのであれば、本来の町の財政運営上にも少しながらもメリットがあるであろうし。また、地域から、とにかく事業を実施するには要件もあろうし、こういう事業というものがあろうし、また、地域からの要望等があったときにも、それはまた1つの町の判断としても財政運営上にも好材料になろうかと思っておりますので、そういうことをひとつまた調査していただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を全て終わります。

ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 02分